

对清代服制案件的一考察

——通过秋审程序来看——

赤城 美惠子

传统中国，律在制定时，将亲属间杀伤行为区别于非亲属间杀伤行为，在亲属关系规定中，又根据其身份关系的不同，制定了更为细致的具体规定。但基本上，尊长杀伤卑幼，比杀伤凡人处罚要轻，相反卑幼杀伤尊长，比杀伤凡人处罚重要。然而，清朝秋审判断，对于各种加重事由和减轻事由的积极引入，却缓和了律对于身份关系的这种严格区分。

清朝律中规定了期功尊长杀害案件要处以斩立决的重罚，但如果具备了可减轻处罚的事由，就可通过审判程序中的夹签声请改为监候。虽然秋审中，期功尊长杀害案件因其罪情重大而不能不被认定为情实，但因为已具有了可让死刑延缓执行的减轻事由，于是很有可能在秋审中被免于勾决（死刑执行），而正是基于这一点的考虑，免勾二次即可改为缓决的办法被创造了出来。后来也被应用于其他的尊长杀害案件。另一方面，尊长杀害卑幼，借助于条例也走向了严罚化，事实上即使是在秋审中，这类案件也不应当全部被认定为可矜、缓决。尊长杀害案件一旦被认定为情实，被勾决的可能性就会很大，即使勾决被免除，但要想改为缓决，必须经过十次的免勾。

当然，亲属间的身份关系只是秋审判断时的考虑因素之一，杀害卑幼的尊长被确定为情实的要件与凡人案件相比要严格的多。如果单纯地就处分方式来看，律中规定的尊长杀害的斩立决要重于卑幼杀害的绞监候，但在秋审判断之后，尊长杀害案件的处分实际上要轻于卑幼杀害案件。

清代服制事案に関する一考察

——秋審手続を通じてみたる——

赤城美恵子

一 伝統中国における親属関係と律の規定——議論枠組み

(一) 親属と律

伝統中国において、律は親属関係にある人間同士に生じた犯罪を、関係がない者同士（凡人）に生じた犯罪から分けて規定する。「親属」とは男系血族である「本宗」（本族）と女系血族である「外姻」の総称である。親属間の身分関係は「本宗」・「外姻」の別、「服制」、「尊長」・「卑幼」の別にしたがって細かく区別される¹⁾。

本宗と外姻とは呼称において明確に区別されている。例えば、「祖父母」という語は父の父母のみを指し、母の父母は含まれない。母の父母を示す語としては「外祖父母」がある。また父の兄は「伯父」、弟は「叔父」であり（それぞれの妻と併せ「伯叔父母」という）、父の姉妹は「姑」であり、他方で母の兄弟は「舅」、姉妹は「姨」である。

「服制」とは親属間の親疎を示すシステムである。本来、人が死亡した場合にいかなる範囲の親属がいかなる程度

の喪に服すべきかを示した規定であり、喪服の布地・裁縫の様式・喪に服すべき期間によって、①斬衰（三年）、②齊衰（三年「明清にはない」、杖期「二周年」、不杖期「二周年」、五月、三月）、③大功（九月）、④小功（五月）、⑤總麻（三月）に分別された。①斬衰は子が父のために、妻が夫のためにする服であり、②齊衰の内不杖期以外は直系尊属または配偶者のためにする服である。齊衰の不杖期（単に「期」とも称される。これに当たる親属は「期親」）及び③大功、④小功、⑤總麻は傍系親属のためにする服である。ただし、「祖父母」は直系尊属であるけれども、齊衰の不杖期である。基本的に本宗の傍系親属にあつては、伯叔父母・姑及び父を同じくするものが期親、祖父を同じくするものが大功、曾祖を同じくするものが小功、高祖を同じくするものが總麻となる。外姻の場合には、例えば外祖父母及び舅・姨は小功となる。服制は五つに分かれるため「五服」とも称される²⁾。

「尊長」・「卑幼」は、親属間の上下関係を示す際に用いられる。「尊」とは親属の間でも自己より世代の上の人間、「卑」とは逆に世代が下の人間を指し、「長」とは同世代の親属の間で自己よりも年齢が上の人間、「幼」とは逆に同世代の親属の間で自己よりも年齢が下の人間を指す。親属間でめうえ一般を指すときには「尊長」、めした一般を指すときには「卑幼」と称される。

律は、殺傷行為について、凡人間のそれと親属間のそれとを分けて規定するほか、親属に当たる場合にはその細かな身分関係に応じてそれぞれ規定を設けている³⁾。律の標目を挙げれば、例えば凡人の謀殺を規定するのは「謀殺人」、故殺・鬪殺を規定するのは「鬪殺及故殺人」、鬪殺を規定するのは「鬪殺」である。これに対して、親属間の謀殺は「謀殺祖父母父母」が規定し、故殺・鬪殺・鬪殺は、總麻・小功・大功の関係にあれば「毆大功以下尊長」が規定し、期親であれば「毆期親尊長」が規定し、祖父母父母と子・孫の間であれば「毆祖父母父母」が規定する。具体

的には、清律において殴大功以下尊長及び殴期親尊長、殴祖父母父母の規定は次のようになっていた（丸数字は筆者）⁴。

【殴大功以下尊長】

①おおよそ卑幼が本宗及び外姻の總麻兄弟姉を殴った場合には、杖一百とする（ただ殴っただけでも罪に坐す）。小功の兄弟姉を殴った場合には、杖六十徒一年とする。大功（の兄弟姉）を殴った場合には、杖七十徒一年半とする。尊属であればさらにおのおの一等を加える（尊属とは父母と同輩の者である。同堂の伯叔父母・姑、および母舅・母姨の類の如きである。外姻であればただ總麻兄弟姉があるだけである。けだし姑舅両姨兄弟姉がこれである。大功の尊属とは父の出嫁せる姉妹の類の如きである。小功の尊属とは父の同祖兄弟及び姉妹、母の兄弟姉妹の類の如きである）。折傷以上であればおのおの凡闘傷に一等を遞加する（罪は杖一百流三千里に止まる）。篤疾であれば、（大功以下尊属を問わず、すべて）絞とし、殺害した場合には、斬とする（絞・斬については、本宗の小功・大功兄弟及び尊属であれば即決である。そのほかはすべて監候である。もし族兄が過繼している場合、族姉が出嫁している場合には、なお總麻として扱い、無服とするべきではない）。

②もし（本宗および外姻の）尊長が卑幼を殴った場合、折傷でなければ論ずるなかれ。折傷以上となった場合、總麻（の卑幼）であれば凡人より一等を減じる。小功（の卑幼）であれば二等を減じる。大功（の卑幼）であれば三等を減じる。殺害するに至った場合には、絞（監候）とする（故殺について述べないのは、また「故殺であっても」ただに絞に止まるからである）。その同堂（の大功）弟妹、（小功の）堂姪及び（總麻の）姪孫を殴殺した場合には、杖一百流三千里とする（篤疾について述べないのは、殺害した場合でも罪がこれに止まるからである。なお律に依って財産の半分を給付して養贍とする）。故殺した場合には、絞（監候）とする（過失殺について述べ

べないのは、けだしおのおの本条によつて収贖の法を論じるからである。兄の妻及び伯叔母・弟の妻及び卑幼の婦に關しては「毆夫親屬」律に規定がある。姪と姪孫に關しては「毆期親」律に規定がある。

(①凡卑幼毆本宗及外姻總麻兄姉、(但毆即坐)杖一百。小功兄姉、杖六十徒一年。大功(兄姉)、杖七十徒一年半。尊屬、又各加一等(尊屬與父母同輩者、如同堂伯叔父母・姑、及母舅・母姨之類。外姻止有總麻兄姉、蓋姑舅兩姨之兄姉是也。大功尊屬、如父之出嫁姉妹之類。小功尊屬、如父之同祖兄弟及姉妹、母之兄弟・姉妹之類)。折傷以上、各遞加凡鬪傷一等(罪止杖一百流三千里)。篤疾者、(不問大功以下尊屬、並)絞。死者、斬(絞、斬、在本宗小功・大功兄姉及尊屬、即決。餘俱監候。若族兄過繼、族姉出嫁、仍依總麻、不可作無服)。

(②若(本宗及外姻)尊長毆卑幼、非折傷、勿論。至折傷以上、總麻(卑幼)、減凡人一等。小功(卑幼)、減二等。大功(卑幼)、減三等。至死者、絞(監候。不言故殺者、亦止於絞也)。其毆殺同堂(大功)弟妹、(小功)堂姪及(總麻)姪孫者、杖一百流三千里(不言篤疾、至死者、罪止此。仍依律給付財產一半養贍)。故殺者、絞(監候。不言過失殺者、蓋各准本条論贖之法。兄之妻及伯叔母・弟之妻及卑幼之婦、在毆夫親屬律。姪與姪孫、在毆期親律。)

【毆期親尊長】

(①およそ弟妹が(同胞の)兄姉を毆つた場合には(姉妹が出嫁し、あるいは兄弟が人のために出繼していて服を降されていても、その罪はまた同じである)、杖九十徒二年半とする。傷を負わせた場合には、杖一百徒三年とする。折傷に至つた場合には、杖一百流三千里とする。刃傷を負わせた場合(この場合輕重は論じない)、および四肢を折るあるいはその一目をつぶしてしまった場合には、絞とする(以上はそれぞれ首従によつて判断する)。殺害した場合には、(首従を分かつた)みな斬とする。

②もし姪が伯叔父母・姑（これは期親の尊属である）を殴った場合、及び外孫が外祖父母（服は小功であるとはいつても、その恩義は期親と同じように重い）を殴った場合には、おのおの（兄弟を殴った罪に）一等を加える（加える場合には絞には至らない。もし刃傷・折肢・瞎目の場合には、また絞とする。殺害に至った場合には、またみな斬とする）。

③その過失殺傷の場合には、（加等した上で）おのおの（兄弟及び伯叔父母・姑・外祖父母を）殺傷した罪から二等を減じる（収贖の限ではない）。故殺した場合には、みな（首従を分かつたず）凌遲処死とする……。

④その（期親の）兄弟が弟妹を殺した場合、及び伯叔・姑が姪ならびに姪孫を殺した場合、また外祖父母が外孫を殺した場合には、杖一百徒三年とする。故殺した場合には、杖一百流二千里とする（篤疾より折傷以下に至っては、すべて論ずるなかれ）。過失殺の場合には、おのおの論ずるなかれ。

〔①凡弟妹殴（同胞）兄弟者、（姉妹雖出嫁、兄弟雖為人後降服、其罪亦同）杖九十徒二年半。傷者、杖一百徒三年。折傷者、杖一百流三千里。刃傷（不論輕重）及折肢、若瞎其一目者、絞（以上各依首従法）。死者、（不分首従）皆斬。

②若姪殴伯叔父母・姑（是期親尊属）、及外孫殴外祖父母（服雖小功、其恩義與期親並重）、各加（殴兄弟罪）一等（加者、不至於絞。如刃傷・折肢・瞎目者、亦絞。至死者、亦皆斬）。

③其過失殺傷者、（於加等上）各減本殺傷（兄弟及伯叔父母・姑・外祖父母）罪二等、（不在収贖之限）。故殺者、皆（不分首従）凌遲処死……。

④其（期親）兄弟殺弟妹、及伯叔・姑殺姪並姪孫、若外祖父母殺外孫者、杖一百徒三年。故殺者、杖一百

流二千里（篤疾至折傷以下、俱勿論）。過失殺者、各勿論。」

【毆祖父母父母】

①およそ子・孫が祖父母・父母を毆つた場合、及び妻妾が夫の祖父母・父母を毆つた場合には、みな斬とする。殺害した場合には、みな凌遲処死とする。……過失殺の場合には、杖一百流三千里とし、過失傷の場合には、杖一百徒三年とする（ともに收贖の例には在らず）。

②その子・孫が教令に違犯し、そのため祖父母・父母が（法によって決罰せずに、ほしのままに毆打を加え）道理にあらざして毆殺した場合には、杖一百とする。故殺した場合には（教令違犯の罪がないときに故殺となる）、杖六十徒一年とする。嫡・繼・慈・養母が殺害した場合には（結局は親母とは異なる。毆殺・故殺いずれの場合も）おのおの一等を加え、絶嗣をいたした場合には、（毆殺・故殺いずれも）絞（監候）とする……。

〔①凡子孫毆祖父母・父母、及妻妾毆夫之祖父母・父母者、皆斬。殺者、皆凌遲処死。……過失殺者、杖一百流三千里、傷者、杖一百徒三年（俱不在收贖之例）。

②其子孫違犯教令、而祖父母・父母（不依法決罰而橫加毆打）、非理毆殺者、杖一百。故殺者（無違犯教令之罪為故殺）、杖六十徒一年。嫡・繼・慈・養母殺者（終與親母有間。毆殺・故殺）、各加一等、致令絶嗣者、（毆殺・故殺）絞（監候）……。〕

例えば鬪毆殺（鬪毆の結果殺害してしまった場合）を加害者・被害者の親属關係に着目して整理すると次頁の表のようになる。凡人の鬪毆殺が絞監候となるのに比して、基本的に、尊長の卑幼への殺傷行為に対する刑罰は凡人の場合よりも軽く、逆に卑幼の尊長への殺傷行為に対する刑罰は凡人よりも重く規定される。この傾向は親属關係が密で

表 闕毆殺に対する処罰

加害者	被害者	刑
祖父母父母	違犯教令の子・孫	杖一百
期親尊長	期親卑幼	杖一百徒三年
外祖父母	外孫	杖一百徒三年
大功・小功・總麻尊長	同堂大功弟妹・小功堂姪・總麻姪孫	杖一百流三千里
大功・小功・總麻尊長	大功・小功・總麻卑幼	絞監候
嫡・繼・慈・養母	子・孫	絞監候（絶嗣の場合）
凡人	凡人	絞監候
總麻卑幼	總麻尊長	斬監候
期親・大功・小功卑幼	期親・大功・小功尊長	斬立決
子・孫	祖父母父母	凌遲処死

清代服制事案に関する一考察

あればあるほど強く、逆に関係が疎になれば凡人に近づく。

このように規定される背景には、家族主義的・孝道主義的認識が存在する。⁶⁾ すなわち、親属の間では、めうえの者はめしたの者がなす非行を諫め、時に懲罰を加えつつ正しい道に導く責務を負い、その責務は近親者になればなるほどに増大する。逆にめしたの者はめうえの者には従わなければならない。めうえの者に逆らい、あまつさえ暴力を振るうことは、凡人間の暴力行為よりもはるかに悪性の高い行為と判断される。

(二) 問題の所在

清律の上記の規定は唐・明律に由来するが、⁷⁾ 唐・明律と大きく異なるのは律の中で

「立決」・「監候」を区別して規定している点であろう。立決とは判決後ただちに執行される処遇であり、監候とは判決後再審理手続きを経て、実際に執行か否かを定められる処遇である。そもそも唐の獄官令は、「決不待時」（処決するのに時期を待たない）である「惡逆」以上の犯罪および奴婢・部曲の主人殺しを除き、立春以後秋分以前に死刑を執行してはならないと規定していた。⁸⁾ 惡逆以上の犯罪とは、とりわけ悪むべき犯罪とされる十の罪（「十惡」）のうち、「謀反」（皇帝に危害を加えようと謀る）、「謀大逆」（宗廟・山陵・宮闕を破壊しようと謀る）、「謀叛」（本朝に背き、外国あるいは偽王朝に従おうと謀る）、「惡逆」（祖父母父母を殴り、殺害しようと謀り、伯叔父母・姑・兄弟・外祖父母・夫・夫の祖父母父母を殺害する）である。⁹⁾ 明朝はこの方式を踏襲し、洪武三〇（一三九七）年及び弘治一〇（一四九七）年に、律に規定される個々の死刑犯罪がいったい決不待時なのか、それ以外（「秋後処決」という文言が用いられる）であるのかを定めた。¹⁰⁾ もともと秋後処決とは文字通り「秋以降に処決する」という処遇であったと考えられる。ところが、いかなる経緯があつたのか詳らかではないが、秋後処決の前に再度審理して執行と否とを定めるといふ手順が入り込んでくる。天順二（一四五八）年には在京の秋後処決人犯について、弘治二（一四八九）年には在外の秋後処決について、それぞれ再審理の実施が命じられた。¹¹⁾ 清朝は決不待時と秋後処決の区別を律の中に立決・監候として書き加え、監候に対する再審理手続である「朝審」・「秋審」を整備していった。¹²⁾

清朝において裁判は官僚機構が司り、官僚たちは律例に従って擬罪し、上申して上官の裁可を仰ぐことになっていった。刑罰の重さに応じて最終的な決定者が決まっております、死刑案件については皇帝が決定者として官僚からもたらされる上奏文を検討し、凌遲処死・斬立決・斬監候・絞立決・絞監候を判断した。皇帝の裁可を経て斬監候・絞監候と判断された人犯は、秋審においてさらに個別具体的な罪情をもとに審理され、死刑執行相当の「情実」、死刑執行か

減刑かの判断を翌年まで延ばす「緩決」、減刑相当の「可矜」へと分別されることとなる。さらに情実のうち若干名が「勾決」（最終的な死刑執行命令）を与えられて、実際に執行されることとなる。つまり、斬刑であっても執行されないもの（秋審で緩決・可矜に分類された場合）が存在する一方で、絞刑であっても執行されるもの（立決となる場合、あるいは秋審で情実勾決となる場合）が存在する。中国の刑罰体系として五刑二十等があることは夙に有名であるが、その目盛の中で斬は絞よりも重い刑罰として規定されている。にもかかわらず、種々の要件を勘案した上で刑罰体系の中で斬あるいは絞に分類されながらも、秋審を経ることによって、一方は死刑執行され一方は死刑執行されない（さらには減刑執行される）というように、最終的な処遇が変わってくるのである。

服制事案においてもこの問題が当てはまる。むしろ服制事案はより大きな影響を蒙ったのではあるまいか。確かに服制事案においては、例えば刑罰の種類に着目すると、大功・小功・總麻関係では卑幼による尊長の殺害は軽くても斬であり、尊長による卑幼の殺害は重くて絞であつて、五刑二十等の目盛の中でバランスを保ちながら配分されている。また立決か監候かといった視点から眺めてみても、尊長による卑幼殺害は決して立決となることはない。そこには明確な差が存在する。しかし秋審が介入することで、この差はいまいなものとなる。その上、実際には斬立決となる期親・大功・小功卑幼の尊長殺害が、裁判過程を経て監候に改められることがあり、そうなれば他の監候事案共々秋審において情実・緩決・可矜を判断されることになる。理屈の上では、たとえ斬立決と規定されるような重大な犯罪であつても、秋審を経て少なくともその死刑執行を免れることもありうる。すなわち、律に示される抽象化された親属関係とは別に、定案時あるいは秋審において個別具体的な事情を組み込んだ上で定められる処遇に反映される親属関係が存在し、それは当然のことながら前者ほどに明解な関係性を提示し得ない。秋審後の処遇に目を向けること

は、清代における親屬關係を捉え直す端緒となるのではないだろうか。¹⁴

二 期功尊長殺害の事案

(一) 立決から監候へ

律に従えば卑幼による期親・大功・小功尊長殺害は斬立決となる。しかるに成案集からは、康熙朝より、定案に際して、救父情切や聽従父命、あるいは誤殺や絶嗣の回避を理由として、死を免ぜられ枷號杖責やあるいは流罪への減等となる、または斬監候に改擬されるといった事例が存在したことが窺える。¹⁵

監候に改める際にはもともと「援例両請」という手続が用いられていたようであるが、乾隆八（一七四三）年にその適用に制限が設けられた。

大学士等が「刑部左侍郎盛安が上奏してきた」次の件について會議した。刑部左侍郎盛安は……また次のように奏称している。弟が胞兄を殴り殺害するという律がまさに斬立決と規定する事案において、その罪情にあわれむべき点がある場合に、該督撫の中には斬監候に改めるべきや否やと奏請してくる者があった。さらに後には親姪が伯叔を殺害した場合にも、督撫の中には斬監候に改めるべきや否やと奏請してくる者がでてきた。伯叔は情は親しく分は尊である。子姪たる者が敢えてうちかかって伯叔の命を致傷するということは、倫紀に關係するのである。嗣後、もしこのような案件があれば、旧案を濫引して両請してはならない、と。また奏するところの如くするべきである。もしはたして情罪のじつにゆるすべき場合があれば、ただ題本の中でそのことを声明するに止

め、法司が核覆して旨が下つて定奪させるのをまつべきである。もし不符の事案を濫引して朦朧にも題請してくる者があれば、察出して例に照らして部に交し議処せしむ、と。これに従う。

〔大学士等會議。刑部左侍郎盛安……又奏稱、弟毆胞兄致死律應斬決案内、其情有可憫者、該督撫有可否改為斬監候之請。其後至有親姪殺伯叔者、督撫亦有可否改為斬監候之請。伯叔情親而分尊。為子姪者、敢於抵格、致傷伯叔之命、事閔倫紀。嗣後遇有此等案件、不得濫引旧案雙請。亦應如所奏。如果有情實可原者、止令於本内声明、俟法司核覆、候旨定奪。倘有濫引不符之案、朦朧題請者、察出照例交部議処。從之。〕¹⁶⁾

尊長殺害の中でも、尊属に当たる伯叔を殺害した場合にはより厳しくして「援例両請」を許さず、輕減事由があれば題本の中でそれを声明するに止めよという。「援例両請」の実態は判明しないが、官僚が成案を援用して監候とするべきや否やについて上奏文の中で言及することを指すのであろう。重大事案について酌量するべき事情があったとしても、それを量刑に反映させるのはあくまでも皇帝であつて、官僚が減刑に関して口を差し挟むべきではないという認識が存在していることを窺わせる。

この決定をうけて、乾隆一一（一七四六）年に次の条例が纂修される。

姪が期親の伯叔を殴り殺害した場合、該督撫はすべて律に依りて定擬せよ。もし果たして罪情にゆるすべきがあれば、ただに案情を声明するに止め、法司が詳核して、奏請定奪せよ。もし旧案を濫引して両請するものがあるば、該督撫をば部に交して議処させる。

〔姪毆期親伯叔至死、該督撫俱依律定擬。如果情有可原者、止將案情声明、法司詳核、奏請定奪。倘有濫引旧案兩請者、將該督撫交部議処。〕¹⁷⁾

この条例は姪による期親伯叔殺害に限定したものであったが、乾隆一三年（一七四八）には「卑幼による服制関係にある尊長の殺害」を対象とした射程のより広いの規定が作成された。

およそ有服尊長を殴死したものの罪情が軽い事案「すなわち刑罰を軽減すべき要素を有する事案」は、該督撫は律例に按じて定擬し、ただ案内において叙明するにとどめ、両請することはできない。法司が会同して核覆するが、それもまた本条に照らして擬罪せよ。その両請の旧例は一概に停止する。もしその犯罪の情節をしらべたところ実に矜憫すべき場合には、夾簽して声明し、欽定を恭候せよ。

〔凡殴死有服尊長情輕之案、該督撫按律例定擬止於案内叙明、不得兩請。法司会同核覆、亦照本條擬罪。其兩請旧例一概停止。若核其所犯情節實可矜憫者、夾簽聲明、恭候欽定。〕

この規定は乾隆一六（一七五一）年に条例として纂修されている。これは乾隆一一年の条例が対象とする「姪殴期親伯叔至死」をも包括しており、結果として乾隆一一年の条例は削除されるに至る¹⁹⁾。その後、嘉慶六（一八〇一）年には当該規定の射程の明確化のために、道光二（一八二二）年には夾簽声明するか否かの判断のポイントの明確化のために、それぞれ改変が加えられたものの、清末までこの規定は存在し、卑幼による尊長殺害の事案を立決から監候へと改める際に用いられた²⁰⁾。

（二）秋審における処理——情実服制冊

さて、「監候秋後処決」の命が下った人犯は、律例上監候を規定されている犯罪であろうと、あるいは律例上立決

を規定されながら裁判手続を経て監候に改められた場合であろうと、一様に秋審において審理をうけ、情実・緩決・可矜へと分別される。

秋審手続においてはおよそ次のような手順が踏まれる。各省において、総督・巡撫が中心となり審理を加えて情実・緩決・可矜を判断し、その結果を五月中に皇帝に上奏し、同時に刑部へも送付する。刑部は、督撫の審理と平行して、自らも原案を作成しておく。なお、朝審の場合には刑部のみが原案を作成することになる。その後八月後半から九月にかけて九卿会審が開かれ、九卿等は督撫原案・刑部原案をもとに情実・緩決・可矜の原案を作成して皇帝へと上奏し、裁可を仰ぐ。情実と定まった人犯については刑科が皇帝の意思を確認するために覆奏を行う。皇帝は、それでもなお情実と判断される人犯の中から若干を選び出して勾決を与える。勾決か否かを判断する手続を「勾到」という。勾決を免れた（「免勾」）人犯は緩決人犯とともに翌年の秋審で再度審理をうけることとなる。

秋審においては、情実となって皇帝から勾決を与えられ死刑執行されるか、或いは可矜と判断されて減刑執行されるかでなければ、何度も秋審での審理を繰り返しながらも執行されることなく、その都度緩決に入れられる、或いは情実となるも免勾となる人犯が存在し、そのような人犯は秋審を重ねる毎に累積する。この問題を解決するために、清朝は回数を重ねた緩決人犯を折に触れて減刑執行した⁵⁴⁾。また免勾を繰り返した情実人犯に関しては、例えば乾隆一四（一七四九）年には、その年の秋審で免勾となった場合には次の秋審では緩決に改めるよう皇帝が命じている⁵⁵⁾。

このような秋審手続の中で、とりわけ立決から監候へと改められた事案、すなわち卑幼による期功尊長殺害事案に對していかなる判断をすべきかという点は早々に問題視されたようである。乾隆初期の檔案史料によれば当時この類型の犯罪に對して緩決と判断することもあったが、乾隆一六（一七五二）年一〇月四日にすべて情実と判断するべ

きであるとの上論が出されている。²⁷⁾

刑部が進呈してきた湖広省の秋審本内の斬犯滕有伯について、該撫はもともと情実に擬して具題したが、九卿は会審してその救母の情の切なるをもつて緩決に改入した。殊に軽重を失している。滕有伯は大功服兄に対して棍棒でうちかかり殺害した。これまでに、三法司は律に按じて核覆して擬して斬立決とし、朕が旨を降して改めて擬して斬監候として、そのただちに正法するのを免じた。すなわち該犯の救母の情が切であったという事情は、すでに格外の寛典を得ているのである。もし秋審の時にさらに緩決に擬してしまえば、僅に形式的に重辟の罪名を与えるのみで、いずれは矜減の列に入れてしまうことになる。これはひいては倫紀を軽視していることになるのである。どうして刑を明らかにして教を弼けるという意であろうか。この端がひとたび開かれれば、まさに恨みを抱いて犯罪を行おうという者に、転じて父母をもつて起讐の理由としてその毒手をほしいままにすることを可能とってしまう。愚民はますます畏懼することがなくなるであろう。

〔刑部進呈湖広省秋審本内斬犯滕有伯、該撫原擬情実具題、九卿会核以其救母情切改入緩決。殊失軽重。滕有伯棍格致斃大功服兄、従前三法司按律核覆擬斬立決、経朕降旨改為擬斬監候、免其即行正法。是該犯救母情節之処、已邀格外寛典矣。若于秋審之時、復擬緩決、僅虚予以重辟罪名、久且入于矜減之列、是乃輕視倫紀。豈明刑弼教之意。此端一開、將使挾仇干犯者、転以父母為起讐之由、得肆其毒手、愚民益無畏懼。〕

問題と見なされたのは、定案時に立決から監候へと改めるときに考慮した事由を、秋審時に重ねて軽減要素として考慮してもよいのかという点であった。また、律が斬立決と規定するような重大犯罪であるにもかかわらず、判決後直ちに執行せず、秋審において情実すなわち死刑執行の枠組みにも入れないなどという処置をとれば、律の規定が意味

をなさなくなるという危惧があった。とりわけ、前年の乾隆一五（一七五〇）年には緩決五次以上人犯対象とした減刑執行を、さらに乾隆一六年正月には緩決三次以上人犯を対象とした減刑執行を実施しており、乾隆帝の脳裏に緩決となれば遠からず減刑執行の可能性ありとの認識があったと考えられる。かかる処遇枠組みに重大犯罪を入れるわけにはいかない。

皇帝はさらに実務の問題にも言及する。

その上、各省の督撫は九卿がすでに改擬していることを理由に、およそこのような案件に対して、必ずや緩決をもって上奏してくる者がでてくるであろう。もし九卿がその事情がやや重大であると判断すれば、「督撫が緩決と判断してきた事案を今度は」必ずや情実に改める場合があり、言官はさらに前案を援引してあらそい、ますます聚訟紛紜を致すであろう。それでは法紀を明らかにして簡要を尊ぶことにはならないのである。

〔且各省督撫以九卿既經改擬、凡屬此等案件、必有以緩決為請者。設九卿因其情節稍重、又必有改為情実者、而言官復援前案相較、益致聚訟紛紜。非所以明法紀而崇簡要也。〕

この点は、情実と緩決の線引きをどこに持つてくるのか、それをどこまで明らかにするのかという問題に直結する。今回は「救母情切」が線引きの基準として挙げられたが、しかしながら、事案は千差万別で、「救母情切」による期功尊長殺害の事案にも軽重の差は存在する。したがって、今後、「救母情切」という罪情を軽減するような事由を有しながらも、それと同時に罪情が重いと判断されるような事由をも有する事案について、後者が重視されれば当該事案を情実とすることもあり得る。その時には、ではいかなる点でそれぞれの事案が異なっているのかについて、緩決或いは情実を主張する官がそれぞれに明確に説明せねばならない。自説をゆずればそれは自身の判断の誤りを認める

こととなるために、おそらくは互いにゆずらず、結果として收拾がつかなくなる。それよりもむしろ、明らかな線引きをせずに、期功尊長殺害の事案はまとめて情実としたほうがよい。かかる認識があったと考えられる。

しかし情実事案の間にも軽重の差は存在する。皇帝は、その場合には、軽減事由として着目すべき要素を持つ事案は、勾到の時にそれに配慮すればよいとする。

嗣後、立決より監候に改擬した人犯はすべて情実に入れ、勾到の時にもし情をたずねて免勾する場合にも下次はまたまさにそのまま情実に入れ、あるいは情節が果たして軽ければ、免勾数次の後に、寛減を命じる特旨に遇うであろう。そのようにすればよいのである。法司はただにまさに律を執って問擬せよ。これは人倫国憲に関するところであり、はなはだ大きな問題である。

〔嗣後由立決改擬監候人犯、俱応入於情実、勾到時即或原情免勾、下次亦応仍入情実、或情節果輕、免勾数次之後、遇特旨寛減、則可耳。法司、惟応執律問擬。此所関于人倫国憲者、甚鉅。〕

ところで、刑部は原案作成と同時に、事案の概要及び督撫の看語からなる「招冊」と称される資料を作成し、皇帝に上呈し、また九卿会審参加官僚へと配布して、秋審判断の際の参考に付していた。^⑨ 招冊は、情実事案を集めた情実冊、緩決事案及び可矜事案を集めた緩決冊に分けて編集されたようである。^⑩ 中でも情実冊については、乾隆十年代に、官僚の犯罪事案（「官犯」）、及び立決から監候に改められた服制がらみの事案を、他の一般的な事案（「常犯」）から分けて編集するよう命じられた。背景には官犯や服制がらみの事案をそれぞれ一冊にまとめることで比較検討しやすくするという目的があった。^⑪ 服制事案に関しては乾隆一七（一七五二）年九月一八日に次のような上諭が出されている。^⑫

各省の立決から監候に改められた人犯はいずれも服制に關係する。それらは監候に改擬したことがすでに罪情をたずねて酌量の上減刑しているといえる。それをもし秋審時に緩決に入れてしまうと、すなわち減刑した上にさらに減刑することになり、殊に倫常を慎重にし刑を明らかにして教を弼けるといふ道ではない。そのため、昨年諭旨を下してすべて情実に入れるよう命じたのである。ただし、この中の事情は多岐に涉っており、父母が殴られ傷を受けており、あるいは勢いからみて急ぎ救護しなければならぬ状況で「手を出したので」あれば、それはすなわち至情「からの行い」であるといえる。もし父が叔を殴打して子が父を助けてその上で叔を殺害してしまつたときには、これもまた救父と言ふことができるが、それでは不友不睦の風潮を助長してしまふことになり、辟つみしてもつて辟を止ましむという意ではない。ただし、これらの事案は各省の招冊中に散在しており、一方で勾決となる者があり他方で未勾の者があり、あるいは朕の輕重の權衡を知悉せず、かえつて疑議を滋くすることになつてしまふだろう。

〔各省由立決改為監候人犯、均係服制攸關。其改擬監候已屬原情酌減。若秋審時入於緩決、則減之又減、殊非慎重倫常明刑弼教之道。是以上年降旨令概入情實。此其中情節多端。如父母被毆致傷、或勢在危急救護、乃其至情。使父毆叔而子助父以斃叔、亦得謂之救父、則是長不友不睦之風、非止辟之意。但散在各省招冊中、有勾決者有未勾決者、或未悉朕輕重權衡、反滋疑議。〕

各省の招冊中に期功尊長殺害の事案が散在していると、皇帝が勾決・免勾を定めたときに、不明の輩あるいは疑義をおぼえるかもしれないと述べているが、実際には皇帝自らが判断する際の便宜を求めたのであろう。前年に期功尊長殺害の事案はすべて情実とし勾到のときにはじめて寛減を検討するとしたために、皇帝の負担が増大したことは明

らかである。

そこで該部に命じて此等の案犯を查明してまとめ一冊と為し、官犯招冊と共にすべて期に先んじて進呈して勾到をまたせる。その中にまさに宥すべきものがあれば、またただちに減等發落を与えることができるであろう。朕は各省招冊をもとに繰り返し検討しており、理法の大中になわんと精を出している。人命は至重であり、大徳は生を好む。何ぞ哀矜を以て念となさずいられようか。ただ、そうはいっても、法を曲げ道に違つて人を活かすことに精を出すのは、これはすなわち婦人の仁である。中外の間刑にかかわるものたちは共にこれを知らねばならない。

〔著該部將此等案犯查明彙為一冊、與官犯招冊俱先期進呈候勾、其有宥宥者、亦可即予減等發落。朕於各省招冊反覆研究、務協理法之大中。人命至重、大徳好生。何忍不以哀矜為念。但飢法違道務在活人、斯乃婦人之仁。中外問刑者其共知之。〕

乾隆一六年の上諭も一七年の上諭も、立決から監候へと改められた事案である以上は、にわかに緩決とすることはできない、という方針のもとで出されている。ところが、翌乾隆一八（一七五三）年には服制事案は基本的に情実二回とし、罪情に応じて緩決に改めるよう命じられる。九月二五日の上諭は次のように述べる。

各省の立決より監候に改めた人犯はその情罪はもとより重く、そこでこれまでの秋審ではなお情実に列入してきた。上年は四十起の内未勾は二十三人、さらにその中で今回勾決を与えたのは矣祿の一起のみであった。ただし毎回存留監禁していれば、まさに積み上がってよいよ多くなるであろう。ただ死を緩くすることを理由に幾度も縛り上げて市曹に赴いているのであって、また刑章を重んじることにはならないのである。嗣後、本年におい

て未勾の人犯は次回もなお情実に入れるが、そのほかは大学士に命じて刑部堂官と会同させ招冊を覆加詳勘させ、もしそこにまことに事情が寛大にみるべきものがあれば、例えば弟が兄を殴り殺害した場合で、あるいはその兄が父母に対して罪を犯していたため親の命に迫られて、あるいはもともと瘋疾の気があり一時発病してしまったなど、およそこのような類であれば、酌量して分別して案情を叙述し、看語を確加して旨を請い、ただちに緩決に入れよ。けだし、倫常のかかわるところであり、周詳であることを厭うべきではない。朕は勾決冊内においてすでに再三審量しており、さらに一番の公同斟酌を加えれば、すなわち情節はますます明らかになるであろう。さすれば用刑を明慎にし民命を矜恤するという意に協うであろう。命じて令と為す。

〔各省由立決改監候人犯、情罪本重、歴次秋審仍列入情実。上年四十起内未勾者二十三人、此次已勾矣。録一起。但節次存留監禁、將積而愈多。是因緩死而屢次綁赴市曹、亦非所以重刑章也。嗣後、除本年未勾人犯下次仍入情実外、其餘著大学士会同刑部堂官將招冊覆加詳勘、其有实在情節可寬、如弟毆兄斃、或因其兄干犯父母迫于親命、或素有瘋疾一時病發、凡似此類、酌量分別叙述案情確加看語請旨即入緩決。蓋倫常所係、不厭周詳、朕于勾決冊内已再三審量、更加一番公同斟酌、則情節益明、庶協明慎用刑矜恤民命之意。著為令。〕

なぜ二回の免勾で緩決へと改めてしまうのか。皇帝の中では服制冊に入っている人犯の多くは勾決を与えられないであろうという想定があったと考えられる。実際、乾隆一七年の勾到に際して四〇件中二三人とほぼ半数が勾決を免れ、さらにその二三人の内でも翌乾隆一八年において勾決を与えたのは一人だけであった。これは一時のことではなく、その後も服制冊に入った人犯は勾決を免れる傾向にあったことは、既に高遠氏の研究より明らかである³⁴⁾。立決から監候へと改められている時点ですでに死刑執行を躊躇させる事由がその事案には存在し、そうであるからには秋審

の場においても皇帝はやはり死刑執行すなわち勾決を躊躇してしまふのであろう。時代は異なるが嘉慶帝の上諭に次のようにある。

これまで服制の案犯は、もし兇を逞しくして罪を犯し情節が比較的重い場合には、みなたちどころに重典を示し（死刑を執行し）、もとより秋審時の再度の処理を待たない。逆に秋審情実に帰入するような場合は、本より罪情にゆるすべき点がある事案であつて、もし常犯であれば皆緩決可矜に入るような事案なのである。ただ事が服制に関する事となるがゆえに、督撫は律に按じて問擬して情実に入れ、法司もまた擬に照らして核覆し、省ごとに冊を作つて進呈しているのである。勾到の時にはこのような人犯については、その多くに勾決を与えない。

〔向來服制案犯、如係違兇干犯情節較重者皆立寘重典、原不待秋審時復行辦理。其歸入秋審情實者本係情有可原之案。若係常犯皆可入於緩決可矜。特因事閱服制、是以督撫等按律問擬入於情實、法司亦照擬核覆、每省另冊進呈、遇勾到時此等案犯多不予勾。〕³⁵⁾

高遠氏の研究によれば、服制冊の人犯を免勾にするという傾向は清朝後半にはより顕著になるといふ³⁶⁾。また、清末の沈家本は次のように述べている。

けだし、「乾隆一八年」当時、服制の勾到をまつ人犯は毎年必ず数起或いは十数起が勾決せられ、その数は一様ではなかつた。嘉慶初年より徐々に勾決は少なくなつたが、それでもなお嘉慶五年には広西省の人犯で勾決せられたものが一件あり、「一律に免勾とはしないのである」という上諭を奉じた。道光以後は、服制冊内には勾決となつた人犯はいない。……ついにはひとたび服制冊に入ればすなわち皇恩を受けることができ、情実もまた具文となつてしまつたのである。

〔蓋当日服制候勾人犯毎年必勾数起或十数起不等、嘉慶初年勾者漸少、然五年広西省曾勾一起、奉有上諭尚非一律免勾也。道光以後、服制冊内並無勾決之犯。……遂似一入服制冊即可邀恩、是情実亦成具文³⁷⁾。〕

服制冊に入った人犯のほとんどが勾決を免れるという情況において、勾決を二度免れれば緩決にすることもあった。乾隆一八年の上諭が期功尊長殺害事案の処理に与えた影響は大きい。ひとたび緩決となったからといってその後もずっと情実にならないと定まっているわけではないとされながらも、とりわけ緩決人犯に対して、地方での審理に限度が設けられ、中央での九卿会審にも限度が設けられる中で、およそ新事実の発見あるいは緩決から情実への評価の変更の実質的な機会は失われていったと考えられる。さらに、緩決人犯には数年おきに減等されるチャンスがめぐってくる³⁴⁾。むろん、そこで緩決人犯のすべてが必ず減刑されると決まっていたわけではなく、例えば乾隆四七（一七八二）年の緩決人犯の減等に際しては、期功尊長殺害の事案の中でも、罪情が重大な場合には減刑執行は認められなかった。それでもなお、「小功尊長を毆殺及び謀故殺した場合、また救親の義忿によって期親・大功尊長を毆殺した場合〔毆死及謀故殺小功并因救親義忿毆死期親大功尊長〕には極辺四千里への減刑が認められ、また「期親・大功尊長を戯殺・誤殺及び尊長の命に迫られて毆死した場合、また救親の義忿によって期親・大功尊長を謀故殺した場合〔戯殺・誤殺及迫于尊長之命毆死期親大功并救親義忿謀故殺期親大功尊長〕」には黒竜江等処への発遣が認められている³⁵⁾。このように、卑幼による期功尊長の殺害という律例の中で斬刑でしかも即時執行と規定されている重大な犯罪であるにもかかわらず、その一部については監候へと改められ、数年も経てば減刑執行されるというシステムが作り上げられていった。

三 情実服制冊の影響

(一) 總麻事案——免勾二次での改緩へ

前節では服制に関する事案の中でも斬立決を規定される卑幼による期功尊長殺害を検討した。では、斬監候を規定される總麻尊長殺害は秋審においてどのように処理されていたのか。

乾隆二九（一七六四）年、總麻尊長殺害で斬監候となった場合にも情実二次で緩決に改擬されることになる。発端は、刑部が四川省の杜廷順・広東省の黄煊権・広東省の趙亞九（いずれも卑幼による總麻尊長殺害である）を緩決へと改擬することへの当否について上奏したことにあった。⁶⁾ 各事案の概要は次の通りである。

【杜廷順の事案】

杜廷順の總麻服叔である杜現許は腕力に自信があり、人に殴られることを少しも恐れなかった。ある日、力比べのつもりで自分の腹を杜廷順に殴らせた。杜廷順は、一度殴った後も杜現許が何度ももつと殴ってみろというので、さらに四度殴った。すると杜現許は道に倒れ頭を剃ってしまうほどの傷を負いただちに家に帰ったが、その晩になって死亡した。

【黄煊権の事案】

黄煊権の總麻服兄である黄煊国は、黄煊権の家の椅子を盗んでいるところを黄煊権の父に見つかりつかまえられたが、刀でもって手腕に傷を負わせた。黄煊権の父は傷を受け奔逃したが、黄煊国はそれを追いかけ、「殺し

てやる」と言った。黄煊権はそれを目撃し、急ぎ救護せねばならない状況であって、竹の天秤棒で黄煊国の偏右を殴った。黄煊国は地に倒れ、打ち傷がもとになって死亡した。

【趙亞九の事案】

趙亞九の總麻服兄である趙亞女が公共の木碓を自分の物にしようとしたので、趙亞九の母が諫めたところ、趙亞女に突き飛ばされ地に倒れた。仕事から家に帰ってきた趙亞九はこれを見て母を助けようとしたが、趙亞女が殴りかかってきたので、すぐに殴り返したところ、趙亞女を傷つけ死亡させてしまった。

なお、史料の中で免勾を何度か繰り返した趙亞九については「広東省旧事内有趙亞九傷斃總麻服兄趙亞女一起」と表現され、旧事（まえの秋審においてすでに一度は審理されている事案）であることが明示されているのに対して、杜廷順・黄煊権についてはそれぞれ「四川省杜廷順毆死總麻服叔杜現許一案」・「広東省黄煊権毆死總麻服兄黄煊国一起」と表現されていることから、この二事案は新事（本年においてはじめて秋審で審理される事案）であったと考えられる。またこれらの三事案は沈家本『秋審比較條款附案』にも言及があるが、それぞれ「二十一年広東趙亞九」、「二十九年四川杜近順」、「二十九年広東黄煊権」と表記されており、乾隆二十九年秋審において、趙亞九の事案が旧事であり、他の二事案が新事であったことを裏付けている。

刑部はまず杜廷順・黄煊権の事案を挙げ、かかる事案に対する基本的な考え方を次のように述べる。

以上の二案について、臣等は九卿とともに繰り返し議論した。卑幼が總麻尊長を毆殺した事案は、その服制はもともと期功と同じではなく、故に定罪の初に律に按じて斬監候に定擬するに止まる。これは、期功尊長を傷つけ殺害した場合のように、そもそも一概に立決となり、間々或いは情罪にゆるすべき点があつてはじめて皇帝の恩

を蒙り改めて監候となるような事案とは比べることはできない。これまでの秋審の時ににおいてこのような案件を審理するのに、かりにもことさらに罪を犯したのならば、すなわち情実に入れられないものはない。もしはたして情罪にゆるすべき点があれば、常犯とならべて可矜「にするか否か」を審議することはできないとはいえ、罪情が過誤と同じで、確かにことさらに尊長に対して罪を犯したのでなければ、間々また酌量して緩決に擬するべきであらう。

〔以上二案、臣等與九卿反覆商論。卑幼毆殺總麻尊長之案、其服制原與期功不同、故定罪之初按律止擬斬候、非傷斃期功尊長概擬立決間或情有可原始得蒙恩改為監候者可比。向來秋讞時審擬此等案件、苟其有心干犯、即無不列入情實。若果情有可原、雖不得與常犯一列議矜、而情同過誤、委非有心犯尊者、間亦量擬緩決。〕

すなわち、刑部は、卑幼による總麻尊長殺害は、期功尊長殺害とは異なり、律の中に最初から監候として規定されており、そうであるからには、例えば常人の鬪毆殺などで可矜と判断する事案と同じような罪情などであれば、緩決に入れることも考慮に入れるべきであると主張する。

この見解に基づき、黄煊権の場合には、被害者がもともと窃盜した上でその場で捕縛に抵抗して總麻尊長に刃傷を負わせておりすでに斬罪にあたる行為をしていること、黄煊権もまた情況が切迫していて父を助けるために仕方なかったことを理由に、「ほかの兇を逞しくして總麻服兇を殴り殺した場合とはまったく別であり、黄煊権を情実に擬するのはあわれむべきようである〔與別項逞兇毆死總麻服兇者迥別、擬以情實似屬可憫〕」とし、また杜廷順の場合には、もともと力比べであり、諍いがあって罪を犯したのではないことを理由に、「まさに事があって毆打して總麻尊長に傷を負わせて殺害したような人犯とは酌量の上區別し、それによって平允を明らかにするべきようである

〔似応因事争毆傷斃總麻尊長之犯量为區別、以昭平允〕とし、四川・広東の督撫がおそらく情実としたこの二犯を緩決に改めるべきであると述べている。乾隆三一（一七六六）年に作成された秋審条款の規定によれば、常人の闘毆殺人において、この二事案において緩決と判断するべき理由として掲げられた条件があれば、それぞれ基本的に可矜と判断されていたと考えられ、おそらく乾隆二九年当時も同じように判断されていたと推測される。ただし、特に上奏文を提出して緩決に改入するべき事が要請されている点に着目すると、当時卑幼による總麻尊長殺害は情実と判断することが多かったと考えられる。

趙亞九の場合にはまったく異なる議論が展開される。趙亞九の行為は救母のためであったとはいえ黄煊権の事案と比較するに情罪はやや重く、杜廷順の事案とは状況が異なっていると述べられており、彼らと同じ理由付けで緩決とはなしえない（すなわち加害者・被害者が服制関係にない場合に置き換えてみても可矜とはなし得ない）事案であると判断されている。趙亞九を緩決に改めるべきとする理由は、情実免勾の回数にあった。

調べたところ、期功尊長を殴り殺して立決から改めて監候となった人犯は、二度情実にして勾決を蒙らなければ、すなわち皇帝の恩恵をむかえて緩決に改められることになっている。趙亞九は罪はもとより斬監候であり、すでに八度皇帝の恩恵を蒙り勾決を免ぜられている。これはその救母のために服兄を殺害してしまったという事情を久しく聖明が洞察しておられるからであろう。また事情を酌量して緩決に改めるべきのように思われる。

〔查毆死期功尊長由立決改爲監候之犯、兩次情実未蒙勾決、即得邀恩改緩。趙亞九罪本斬候、業經八次蒙恩免勾、是其救母傷斃服兄之情久在聖明洞鑒、亦似可酌情改緩。〕

趙亞九の事案では、もともと立決と律に規定のある卑幼による期功尊長の傷害・殺害が、監候に改められ、情実となっ

た後、二度免勾となれば緩決へと改められるのにもかわらず、もともと監候と律に規定のある卑幼による總麻尊長の殺害が何度免勾を繰り返しても緩決に改められることがないというのは、バランスを失っており問題であると見なされた。

以上からすると、刑部は、卑幼による總麻尊長殺害について、確かに常人同士の事案と同様に扱うべきではないにしても、それでも律に「監候」と規定のあるからには、他の「監候」事案のように緩決と判断するという選択肢を考慮に入れることも必要であり、また同じ服制事案との比較の見地においても、そもそも「立決」の規定のある卑幼による期功尊長殺害の事案が情実・免勾二回で緩決に改められるならば、同様の処置を施すべきであると認識していたことが分かる。

刑部の以上の奏請は乾隆二九年九月四日に出された。⁴⁷

しかし、かかる刑部の主張を、皇帝は真つ向から拒絶する。以下は翌五日に出された皇帝の上諭の一部である。

舒赫徳等が、秋審で情実と判断した人犯のうち、總麻尊長を傷斃した杜廷順・黃煊權・趙亞九の三犯を、一樣に改めて緩決とするように請うという一摺を上奏してきた。このようなやりかたは深く乖謬である。およそ服制に關する人犯は、緩決に改擬することはできない。けだし、倫常を重んじ法紀を明らかにすることがまさに明刑弼教の本義なのである。そのため従来督撫が原擬を定め九卿が核定するのに、まったくもって軽々しく判断の変更を議論するようなことはない。ただ朕が勾到の時に於いてその事案の罪情が比較的輕微であることを斟酌し、總麻は期功とは隔てがあることにおもいをめぐらせ、そこで自ずと酌量して勾決を緩くする（免勾とする）ということも可能となるのである。それゆえに今招冊内にある毎年免勾となつている事案には回数積みを重ねて七・八

回に至っている者もある。権衡折衷して、もとよりすでに再三審理して慎重であることを憚らない。且つこのような人犯は、すでに久しく死刑執行をのばしているのであり、将来においてあるいは国家大慶にあい、あるいは特に恩旨を降されることもある。その際にしらべて減等するべしと記し、それによって矜全を与えることがないわけではない。もし秋審に当たつてついに上奏文を用いて緩決にするよう請い定めるといふ規条を作つてしまふと、それはすなわちここから同じような類として考えられるようなすべてのケース、例えば官犯などもまたまたさきに曲げて議して緩決ということになつてしまふであらう。そのようにしてしまふと期に臨んで勾到冊内に一二の罪情の軽微な人犯で朕が特別に選び出し「免勾とする」ものはまったくなくなつてしまふ。これでは大典が具文と殆ど同じとなつてしまふではないか。昔人は「皋陶は「これを殺すに三」といい、堯は「これを宥すに三」といつた」と称している。つまり、先に必ず皋陶の執法があり、そののちに堯の矜恤を施すことができるのである。まさきに云うところは忠厚の至りであり、その理は古今かえるべきではない。

〔舒赫德等奏、秋讞情美人犯内、将傷斃總麻尊長之杜廷順・黄煊權・趙亞九三犯、均請改為緩決一摺。辦理深為乖謬。凡有関服制之犯、不得改擬緩決。蓋以重倫常而昭法紀、正明刑弼教本義。是以向來督撫原擬九卿核定、並未輕議更張之事、惟朕於勾到時量其案情稍輕、念總麻與期功有間、自可酌予緩勾。是以現在招冊内每年通緩之案、有積至七八次者、權衡折衷、固已不憚再三審慎。且此等人犯、緩決已久、將來或遇國家大慶或特降恩旨、未嘗不可省錄減等並預矜全。若当秋審竟用奏牘請定緩決規條、則由此推類旁通知官犯等、亦將曲加議緩。是臨期勾到冊内、並無一二情輕之犯待朕別扱、大典不幾同具文乎。昔人称皋陶曰殺之三、堯曰宥之三。是必先有皋陶之執法、而後可以施堯之矜恤。正所云忠厚之至、其理古今莫易也。〕

服制が関係した時点で、すなわち卑幼による尊長殺害というだけで、どれほどあわれむ事情がそこに存在していたとしても、それはもはや緩決にはなしえない。ただし、それらの人犯とてまったく救われなければいけない。かかるとは人犯を救うために勾到の手續があり、免勾を繰り返せばいずれ皇恩によって減刑執行されることもある。それで問題はないのである。このうえ特別に上奏して緩決に改めるなどという手續を増やしてしまえば、勾到手續がまったく形骸化してしまう。それは皇帝の恩恵を見せつける機会を減らすのであり、また本来免勾するべきではない事案までもかかる手續を通じて減刑執行しようとする輩が現れないとも限らない。以上が皇帝が今回の提案を退けた理由である。これを見ると、皇帝は三犯を緩決に改めるべきであるという提案の内容にとりよりも、むしろ提案することそれ自体に難癖をつけているように思われる。皇帝は、この提案をした舒赫徳について売名が目的なのであると糾弾している。⁽⁴⁶⁾

この上論に対して直接向けられたのか、具体的な状況は不明であるが、舒赫徳から「例の援用するべきものがある〔有例可援〕」、すなわちこれまでも同じような処理をしてきたのであるという反駁が出される。皇帝は若干態度を軟化させ、同五日には、ならば近十年におけるその例とやらを提示せよとの命を下し、それに対して「ここ十年において、卑幼が總麻尊長を傷斃したという事案で情実から緩決に改擬されたのは二事案に止まり、乾隆二〇年・二二年の旧事である〔十年以来、卑幼傷斃總麻尊長之案、由情実改擬緩決止有二起、係二十・二十二旧事〕」と報告がされていたようである。⁽⁴⁷⁾ 一四日には、否定的な態度はなお崩さないながらも、皇帝は次のように述べている。

もしこのような案情の必ずまさに緩決に改めなければいけない事案や、或いは服制事案で期功尊長を殺害した人犯が免勾二年にしてなお大学士に命じて会同して調べさせたうえで緩決に改めるといふ方式に鑑み、いま總麻尊

長殺害であつて「期功尊長殺害に」比べて罪情は輕微であるということにもかかわらずこれまでの秋審で改められることがなかつた事案について、奏請して酌量の上核定するというのは、情理に近くないわけでもない。

〔如以此等案情必応改緩、或以服制内期功之犯停勾二年尚令大学士会同省核改緩、今以總麻較輕較輕至歷次不改、奏請酌量核定、未始不近情理。〕

「そうであるならばなぜ昨年漢尚書たる泰蕙田が刑部にいるときに共に商確して奏定せずに、このときになって機会を狙つたかのように章程を変えようとするのか〔然此何不於去年漢尚書泰蕙田在部時共為商確奏定、而適於此時乘間更易章程〕と続くのであるが、それでも罪情によつては緩決もありうる、あるいは期功尊長殺害の事案の場合には免勾二次で緩決に改めていることとのバランスを考えるべきであるという主張にも理があると考えている様子が窺える。

発端が何であれ、かかる問題が存在するならばそれを解決しなければならぬ。その後、四川省の情実犯について勾決を与える段になつて、ようやく乾隆帝は具体的な指示を出している。九月二六日の次の上諭である。

従来、期功服制情実人犯のうち停勾二次の者は、かつて諭旨を下して大学士に刑部と会同させてしらべて緩決に改めるべしと記させるようにした。その服制が總麻の案件であれば、そもそも立決から監候に改めたものではないため、各省の秋審招冊中に散在しており、もとより先の諭旨で言及した対象ではなく、勾到の時に情節が比較的輕微なために免勾を与えるものがあつても、歳月を重ねて数年経つても、ついには服制が重い人犯と一緒に緩決に改められることはない。誠に向隅であることを免れない。しかしながら、すでにこのような情節があるならば、刑部堂官は何故にもっと早くに上奏して核定しないのか。その上、秋審の時になつてようやく總麻尊長を傷

斃した杜廷順等の事案をにわかに緩決に改めようとする。その意は事によって名を求めるにある。しかるに条例をたてて過不足を調整するべき問題であるのに、かえって話をとおして会同して商議することをしない。司憲のつとめはどうなっているのか。今日勾到した四川冊のうち、しらべたところ杜廷順の情罪はもとより甚だ重いと
いうわけではなかったので、そこで免勾を与えた。見よ。刑部の前の上奏の誤謬たるや、ただ榮譽を釣り上げようと考えて、ついには節外生枝をいたす。すなわち明刑弼教の本意をまったく体得していないのである。朕が庶獄を処理するときには、事案に鉅細の別なく、虚公詳慎にこれを執り行い、わずかも成見を持つことはないのである。嗣後、このような總麻服属人犯があれば、また期功以上の例に照らして停勾二次の後に於いて、大学士に命じて該部と会同させ、全で一緒にしらべて緩決に改入させる。命じて例と為さしむ。あわせてこれをば中外に通諭せしめこれを知らしむ。

〔向來期功服制情実人犯内停勾二次者、曾經降旨令大学士会同刑部省録改緩。其服係總麻案件、因非由立決改監候者、散入各省讞冊、本非前旨所概、雖勾到時有以情節稍輕酌予免勾、而積至數年、竟未得與服重人犯一体改緩。誠実不免向隅。然既有此情節、刑部堂官何不早奏核定、而於秋讞時遂將傷斃總麻尊長之杜廷順等之案遽行改緩。是其意在因事沽名、而於条例之応加酌剂者、転未通行籌議。司憲之義謂何。今日勾到四川冊内、核杜廷順情罪本不甚重、因予免勾。可見、刑部前奏之謬誤、祇以意中釣譽、遂致節外生枝。而於明刑弼教之本意、全未体会也。朕辦理庶獄、事無鉅細、一秉虚公詳慎、從不稍存成見。嗣後遇此等總麻服属人犯、亦照期功以上例於停勾二次之後、著大学士会同該部、一体省核改入緩決。著為例。并將此通諭中外、知之。〕

乾隆帝は上論を通じて總麻尊長殺害の場合も情実免勾二次で緩決に改めることを認めたが、新事の事案を他の監候

事案と同様に罪情に応じて情実・緩決を分別してもよいのかという問題には直接指示を与えなかった。その上、刑部が緩決と判断するべきではないかと上奏した杜廷順については情実免勾と判断しており、本年の秋審で緩決に改めることはなかった。あるいは乾隆帝は、服制が関係する以上、緩決とはなしえず、やはり情実として免勾二次を持つという手続をとるべきである、と考えていたのかもしれない。しかしながら、乾隆三一年成立の秋審條款はこの乾隆二九年の決定について次のように述べている。

乾隆二九年に、總麻尊長を毆死して擬して情実となり二回免勾となった者は、期功服制の例に照らして上奏して緩決に改めるとする諭旨を奉じたが、これは決してこの項を一概に擬して情実にすることを命じているのではなく、なお従来どおり情実緩決を分別して処理するべきであろう。

〔乾隆二十九年奉諭旨、將毆死總麻尊長擬實人犯兩次未勾者、照期功服制之例奏改緩決、並非將此項概擬情実、似可仍照向例分別辦理。〕

また、清朝後期に成立・流布していたと考えられる秋審條款も、種々の要件を考慮して情実・緩決を分別するよう規定している。⁽⁴⁶⁾

緩決という選択肢が残されたからには情実免勾二次を持つまでもない。沈家本は總麻尊長殺害事案の処理が、乾隆年間には厳しかったが嘉慶期以降徐々に緩やかになったとして、「けだし、〔乾隆二九年〕當時は「總麻尊長殺害は」情実と判断される事案が多かった。嘉慶以後は緩決事案が徐々に多くなり、この項目にはついに「停勾二次の人は」なくなり、この「總麻尊長殺害の事案も情実二次で免勾とする」例はすでに名ばかりとなってしまうのである〔蓋当日実案多也。嘉慶以後緩案漸多、此項遂無停勾二次之犯、此例已成虛設矣〕⁽⁴⁷⁾と述べている。おそらく、總麻尊長

殺害事案において、そもそも死を免ぜられる程度の罪情の人犯であれば最初から情実とはならず、情実冊に入るのは情実一次で確実に勾決を与えられる重大な罪情の人犯のみとなったのであろう。

なお、免勾二次で緩決に改められる服制とは異なり、官犯は情実免勾五次で、常犯は情実免勾十次にしてようやく緩決となりうる。⁸⁵ しかもこのように定まったのは乾隆三九（一七七四）年のことと、服制事案を対象にした議論よりも時期が若干遅れていることにも着目するべきであろう。このような処遇の差は、服制冊に入る人犯が他の常犯等に比較してあわれみをかけられるべき存在であり、言葉を換えればそれだけ罪情が軽微と判断されたことのあらわれであるように思われる。

（二）情実服制冊の展開

先にも述べたように、服制冊は服制に関連する事案で夾簽声明等を通じて立決から監候へと改められたものをそこに含めるべく作成された。ただし、後にはそれ以外の類型も含まれるようになった。清朝後半の秋審條款は服制冊に入るべき事案について次のように述べる。

服制に関する等項について、例えば期功尊長を毆死する、および期功尊長を刃傷する、並びに子・孫・妻妾・奴婢が祖父・父母・夫・家長を過失殺するなどの事案は、立決から監候に改められたものであり、すべて「常犯とは」別に服制冊に帰して擬して情実に入れる。その尊長が僅かに殴打を命じただけであるのに、卑幼がほしいままに毆殺して多傷し殺害して斬監候となった事案は、嘉慶四年に奏明して、これも服制冊に帰して処理するこ

ととした。また、期親尊長を刃傷した事案において、調べたところことさらに罪に及んだわけではない場合や誤傷の場合には、「嘉慶」八年にはじめて絞監候とする条例を定めたが、これもまた服制冊に入れる。また子・孫・妻妾が教令に違反し、祖父母・父母・夫に憤りのあまり自盡させた事案、および期親尊長を逼迫して自盡させた事案についても、「嘉慶」十四年に奏准して服制冊に入れて処理することとした。もし恩養のすでに久しい義父母「の教令」に違反して自盡させた場合、および恩養のすでに久しい義父母を過失殺した場合には、真実の親子関係として律の通りに取問して擬して絞とすることになっているが、それで立決より監候に改められた人犯であれば、服制冊には入れず、なお常犯に照らして処理する。

〔有関服制等項、如毆死期功尊長、及刃傷期功尊長、並子孫妻妾奴婢過失殺祖父母父母家長等案、係由立決改監候者、俱另歸服制冊擬入情実。其尊長僅令毆打、卑幼輒置毆多傷致斃斬候之案、嘉慶四年奏明、亦歸服制冊辦理。又刃傷期親尊長案内、訊非有心干犯、及誤傷者、八年始定絞候之例、亦入服制冊。又子孫妻妾違犯教令、致祖父母父母夫抱忿自盡、及逼迫期親尊長致令自盡之案、十四年奏准亦入服制冊辦理。如違犯恩養已久義父母致令自盡、及過失殺恩養已久義父母、照親子取問如律擬絞並由立決改監候之犯、不入服制、仍照常犯辦理。〕

まず列挙される「毆死期功尊長」、「刃傷期功尊長」、ならびに「子孫妻妾奴婢過失殺祖父母父母家長」は律例の中で斬絞立決を規定されているため、明らかに情実服制冊のそもそもの対象である。なお、凌遲処死から斬監候へと改められた事案も服制冊に入れられていた。^④ 凌遲処死は態様としては立決であるので、これもまた服制冊の本来の射程から外れるものではない。

しかしながら、その次に挙げられる「其尊長僅令毆打、卑幼輒置毆多傷致斃」、^⑤ 「子孫妻妾違犯教令、致祖父母父

母夫抱忿自盡⁽⁶⁴⁾」、「逼迫期親尊長致令自盡⁽⁶⁵⁾」は、服制冊に入れるべきことが定つた嘉慶四（一七九九）年、嘉慶一四（一八〇九）年の段階でそれぞれ条例やさらには律文の中で斬絞監候が規定されている。すなわち、夾簽声明等の手法を取るまでもなく監候となるような類型であり、従来は常犯冊に入れられていたと考えられる。何故これらは服制冊で処理されることになったのか。嘉慶八（一八〇三）年に絞監候と定まり服制冊に入れるべきとなったという「刃傷期親尊長案内、訊非有心干犯、及誤傷者」を例に、以下に検討する。

もともと期親尊長を刃傷するのは絞立決と規定される。これに対して乾隆五七（一七九二）年において、胞兄を刃傷したが傷は軽く平復したという李倫魁の事案を処理する中で、皇帝は諭旨を下し「弟兄が殴り合つて傷を負わせる場合に、その情節は一樣ではない〔弟兄相毆致傷情節不一〕のであるから、「恨みを挟んでことさらに胞兄を刃傷した〔挟嫌有心刃傷胞兄〕」のか「ことさらに罪に及んだわけではない、或いは金刃で誤傷してしまった、および罪情にあわれむべき点がある〔非有心干犯或係金刃誤傷及情有可憫〕」のかを区別し、後者であれば夾簽声明するべきだとした。そこで成立したのが次の規定である。

卑幼が期親尊長を刃傷した事案は、その争いが恨みを挟んだことに端を發しことさらに刃傷した場合には、律によつて問擬し絞立決とし、申請を庸うるなきのほか、もしことさらに罪に及んだわけではない、或いは金刃で誤傷してしまった、および罪情にあわれむべき点があるような場合には、三法司は核題の時に李倫魁の案内にて欽奉せる諭旨に遵照して夾簽声明して旨が下つて定奪するのをまで。

〔卑幼刃傷期親尊長之案、除畔起挟嫌有心刃傷者、依律問擬絞決、無庸申請外、若非有心干犯或係金刃誤傷及情有可憫者、法司核題時遵照李倫魁案内欽奉諭旨夾簽声明候旨定奪。〕

したがって、この時点では「刃傷期親尊長案内、訊非有心干犯、及誤傷者」は立決から夾簽声明を経て監候に改められるべき類型であった。ところが、嘉慶七（一八〇二）年になって、当該類型については夾簽声明という手段を取らずに直接絞監候にせよとの命が降る。胞兄を刺傷しその兄が餘限外に死亡してしまったという孫登の事案の処理が契機となった。

清律では「保辜」という、人に傷害を負わせた場合に傷害の程度・兇器に応じて一定の期限を定め、その間に犯人に命じて治療を施させ、被害者が平復したならば本来の刑罰から減免して執行する、平復しなければ本来の刑罰をそのまま科すというシステムがある。期限には律文に規定のある期限（「正限」）の外、条例の規定によって正限を越えた後にも数日の猶予を与える期限（「餘限」）とがある。⁽⁹⁾ 本来保辜期限の規定は凡人にのみ適用されるとされていたが、清朝は親属間の鬪毆にも適用するべく乾隆年間において数度に涉つて条例を作成・改定した。嘉慶七年の時点においては、殴小功以上尊長に関しては、「もし罪がまさに斬立決に当たる場合には、被害者の死亡が餘限の外であるとはいえ、なお本律に照らして定擬し、その時々性情節を酌量して夾簽申請すべし〔如罪應斬決者、雖死於餘限之外、仍照本律定擬、臨時酌量情節夾簽申請〕」との規定が存在していた。⁽¹⁰⁾

孫登の事案では、餘限外の死亡として斬立決に擬して夾簽声明するのか、あるいは刃傷期親尊長として絞立決に擬して夾簽声明するのが議論となった。皇帝はこの問題に対して、「服制に係する事案は一般の刃傷事案と同じではないとはいえ、ただし限内と限外とは、つきつめると区別を示すべきであろう〔至有関服制之案、雖與尋常刃傷案犯不同、但限内限外究当示以區別〕」と見解を示し、

卑幼が期親尊長を刃傷した事案で、もし保辜の正餘限内に死亡したのであれば、なお従来通り処理するほか、も

し死亡したのが餘限外であれば、すなわち刃傷の本律に照らして問擬して絞立決とする。その期親尊長尊屬を刃傷して律がまさに絞立決とする人犯で、もし調べたところことさらに罪に及んだわけではない、或いは金刃で誤傷してしまった、および罪情にあわれむべき点があるような場合には、すべて問擬して絞監候とし、均しく夾簽声請をもちいてはならない。

〔如有卑幼刃傷期親尊長、如有保辜正餘限内身死者、仍照旧辦理外、若死在餘限之外、即照刃傷本律問擬絞決。

其刃傷期親尊長尊屬律応問擬絞決之犯、如不非有心干犯或係人刃誤傷及情有可憫者、俱著問擬絞候、均毋庸夾簽声請。〕

と指示を下して、刑部に命じて条例に纂じさせることとした。⁽⁸⁾ おそらく、翌嘉慶八年の秋審でこの事案を処理する際に服制冊に入れるべきことが定まったのであろう。このように「刃傷期親尊長案内、訊非有心干犯、及誤傷者」はもととは立決の事案であり、夾簽声明を経て監候に改められるべきものとされていた。そのために条例によって直接絞監候を規定されてからも、それまで同様服制冊での処理が求められたのではあるまいか。同様の推測は「子孫妻妾違犯教令、致祖父母父母夫抱忿自盡」の案に対しても立てることができる。⁽⁹⁾ もちろんこれだけでは「其尊長僅令毆打、卑幼輒疊毆多傷致斃」や「逼迫期親尊長致令自盡」に関して説明することはできない。

そこで想起されるのは、加害者と被害者との間の服制関係である。秋審条款の規定の最後に挙げられた「違犯恩養已久義父母致令自盡、及過失殺恩養已久義父母」の場合には血のつながりのある親子関係と同様に扱う、すなわち律例の上では立決と定められているとはいっても、実際には服制関係にないため、秋審で判断する際に常犯と同じように緩決と判断することもできた。⁽¹⁰⁾ また前項で見たように、總麻尊長殺害の場合にも緩決と判断することができた。こ

れに對して、問題となる犯罪類型の場合、卑幼のなにかの行為によつて直接的であるにせよ間接的であるにせよ期功尊長の死亡という結果が導き出されておき、そうであるからにはたとえ律例の中で監候を規定されていたとしても、当該卑幼は必ず情実としなければならぬという認識があつたのではないだろうか。しかしながら、一方で立決から監候に改められた類型に関しては服制冊（免勾二次で緩決となる可能性がある）に入れておくにもかかわらず、期功尊長の死亡・負傷に対する関与の程度が低いと考えられる類型を常犯冊（免勾十次にて緩決に改められる可能性が出てくる）に入れるのは、バランスを欠いている。そこで監候を規定された類型であつても服制冊に入れるべきであると判断されたと考えられる。

四 尊長の卑幼に對する犯罪

(一) 条例制定による卑幼殺害の嚴罰化

本稿冒頭にて示したように、律の規定上、尊長による卑幼殺害事案で死罪となるのは次の場合である。尊長が大功・小功・總麻卑幼を毆殺した場合に絞監候となる。ただしその卑幼が同堂の大功弟妹・小功の堂姪・總麻の姪孫である場合には毆殺だけでは杖一百流三千里であり、故殺となつてはじめて絞監候となる。期親尊長による卑幼殺害、祖父母父母による子・孫の殺害は、嫡・繼・慈・養母が子・孫を殺害し夫の後を絶やした場合を除き、基本的に死罪にはならない。謀殺は故殺をもつて論じられることになる。²²このように律の規定のみを眺めると、尊長の卑幼殺害に関しては卑幼の尊長殺害の場合や凡人間の殺害の場合に比して死罪を適用する範圍が狭く、そして刑罰も絞監候にとど

まっていることがわかる。これに対して清朝は、尊長による卑幼殺害事案について、条例を通じていくつか変更を加え、死罪規定を増やした。

最初に変更されたのは、期親尊長による卑幼殺害の規定であった（以下の条例番号は筆者）。

【条例一】

およそ兄と伯叔とが弟姪の財産・官職を争奪しようとして、あるいは平素不仲で睦まず、ことさらに兇器を執つて、故意に殺害した場合には、擬して絞監候とする。なお財産の半分を被殺の家属に断給して養贍とさせる。もし前項の事情がなければ、なお律に照らして治罪する。

〔凡兄與伯叔因争奪弟姪財産官職、並平素仇隙不睦、有意執持兇器、故行殺害者、擬絞監候。仍断給財産一半與被殺家属養贍。如無前項情由、仍照律治罪。〕

すでに明朝の弘治二（一四八九）年においてこの条例のもととなる規定が作成されたが、当時はなお死罪との規定ではなく、財産・官職目当てに弟姪を殺害した場合には軍属であれば辺衛充軍とし民人であれば口外に発して民とすると規定していた。²⁴ 清朝も当初はそのまま受け継いだが、康熙二二（一六八三）年において刑罰を絞監候へと改め、また「不仲によって故殺した場合」も要件に組み込んだ。²⁵

さらに、乾隆元（一七三六）年には期親弟妹の故殺・鬪毆殺に対する刑罰が重くなる。

【条例二】

およそ期親弟妹を故殺した場合には、故殺大功弟妹律に照らして、均しく擬して絞監候とする。その期親弟妹を殴り殺害した場合には、本律に照らして満徒に一等を加え杖一百流二千里とする。

〔凡故殺期親弟妹、照故殺大功弟妹律、均擬絞監候。其段期親弟妹致死者照本律滿徒加一等杖一百流三千里。〕⁽⁷⁾
条例一・二はいずれも絞監候と規定するにとどまり、なお服制関係に留意したと考えられる。しかし、乾隆後半になると特定の場合には尊長の卑幼殺害であつても斬監候とすると規定する条例が成立することになる。

まず、乾隆四一（一七七六）年九月には、財産目当てに小功の堂姪を殺害した郭義培の事案の処理に際して、尊長が財を凶り命を害するのは、卑幼を草芥の如く視て、その財産を攫いその命をそこなのである。どうしてこのうえ卑幼謀殺の規定を引くことができようか。

〔尊長凶財害命、視卑幼如草芥、攫其財而戕其命。豈可復引謀死卑幼之条。〕⁽⁸⁾
との論旨が降り、次の規定が成立した。

【条例三】

およそ有服尊長が卑幼を殺害した場合、もし謀財害命・強盜放火殺人および凶姦謀殺などの事案であれば、すべて平人に照らして一様に処理し、さらに服制によつて寛減してはならない。その他の一般的な親屬相盜および卑幼を謀故殺殺するといった事案は、なお例に照らして定擬せよ。

〔凡有服尊長殺死卑幼、如係謀財害命強盜放火殺人及凶姦謀殺等案、俱照平人一例辦理、不得復依服制寛減。其餘尋常親屬相盜及謀故殺殺卑幼之案、仍照例定擬。〕⁽⁹⁾

この場合の「俱照平人一例辦理」とは「凡人の謀殺に照らして処理せよ」との意味で斬監候となる。⁽¹⁰⁾

さらに、乾隆五六（一七九一）年一〇・十一月には相次いで二つの規定が成立した。

【条例四】

服制関係にある尊長が卑幼を殺害した事案で、もし卑幼に触犯の情節がまったくなく、ただそもそもその父兄伯叔が平素資助を肯んぜず、及び待遇が酷薄であったために、かねてからの恨みを挟んで、年十二歳以下の無辜で幼少の子嗣弟姪をば、八つ当たりしてことさらに殺害し私忿を晴らそうと図った場合には、すべて凡人の謀故殺本律に照らして擬して斬監候とし、さらに服制によって科断してはならない。その殺された卑幼が年十三歳以上であり、知識がすでに開けており、審理したところ触犯の別情がある場合、ならびにそのほかの卑幼を謀故殺したという事案は、なお旧例に照らして処理せよ。

〔有服尊長殺死卑幼之案、如卑幼並無触犯情節、祇因其父兄伯叔平日不肯資助、及相待刻薄、挟有夙嫌、將其年在十二歳以下無辜幼少子嗣弟姪、遷怒故行殺害凶洩私忿者、悉照凡人謀故殺本律擬斬監候、不得復依服制科断。其被殺之卑幼年十三歳以上者、知識已開、審有触犯別情、並其餘謀故殺卑幼之案、仍照旧例辦理。〕

【案例五】

尊長が財産を争奪して弟姪を故殺する事案で、殺された弟姪が年すでに成長しており尊長と争闘したという事情があれば、なお争奪財産の旧例によって定擬するの外、弟姪が年十二歳以下の幼少にして無知で、争闘したという事情がまったくなく、尊長が財産を占せんと図り、そこでほしいままに惨殺・毒斃を実行したのであれば、すべて凡人の謀故殺律によって斬監候とする。

〔尊長争奪財産故殺弟姪之案、除被殺弟姪年已長成有與尊長争闘之情者、仍依争奪財産旧例定擬外、如弟姪年十二歳以下幼少無知、並無争闘之情、尊長因凶佔財産、輒行惨殺毒斃者、悉依凡人謀故殺律斬監候。〕

条例四においては、秋審に際して山西省の情実人犯冊を確認していた皇帝が、その中の胞叔への恨みを晴らすために

その十二歳の幼子を謀殺した余文全の事案、及びその両親の自己への待遇の酷薄さを思い出し小功堂姪を故殺した孫式漢の事案について、次のように述べたことが、当該規定成立の契機となった。

以上の二案について、刑部は均しく「督撫の」原擬に照らして尊長謀殺本宗卑幼律によって問擬して絞監候とし、情実に入れてきた。この処理は未だ允協なものとはなっていない。尊長が卑幼を殺害したという事案でも、その情節の軽重はもとより異なっている。卑幼がはたして本分に安ぜず流れ流れて匪徒となつてしまつたような場合において、尊長たる者が「卑幼に」訓誨したものの、「当の卑幼が」悔悛せず、一族に恥辱を与えるのではないかとおそれ、そこで責打して殺害してしまつたのであれば、自ずとまさに定律に按照して問擬するべきであり、「かかる輩には」勾到のときにもなお予勾しないこともあるう。もしうらみを挟んで、ほしいままに尊長の名分によつてことさらに殴打して殺害した場合、さらにひどいのは家の資産を覬覦して、意に任せて凌虐して卑幼を毆斃した場合であり、かつその中には人の嗣子を絶やす場合もあり、このような場合には、残忍なることすでに極まつており恩義も断絶しているのである。そこで凡論をもつて対処するべきであり、そのうえ尊長の例を援引して按照して定擬するべきではない。……「この二事案について」幼孩を惨斃した情節を調べたところ、均しく残忍であつた。自ずとまさにただちに凡論をもつて対処するべきである。刑部はなお尊長致死卑幼律に照らして擬して絞監候としているが、引用の例条が未だ牽混を免れていない。殊に明刑弼教の義ではない。

〔以上二案刑部均照原擬依尊長謀殺本宗卑幼律問擬絞監候入於情実、辦理未為允協。尊長至死卑幼、其情節輕重原有區別。卑幼果有不安本分下流為匪等情、為尊長者訓誨、不悛、恐貽羞族党、以致責打殞命、自應按照定律問擬、勾到時尚可不行予勾。若因挾嫌懷忿、輒依尊長名分故行毆打至死、甚或覬覦家資、肆意凌虐毆斃卑幼、且其中絶

人子嗣者有之。是其残忍已極恩義斷絶。即当以凡論、不得再援尊長之例按照定擬。……核其慘斃幼孩情節、均屬残忍、自應即以凡論。刑部仍照尊長致死卑幼律擬絞候、引用例条、未免牽混、殊非弼教明刑之義。」

また、条例五の成立には財を因つて四歳になる幼弟を殺害した王均進の事案の処理が契機となつてはいるが、その際刑部から次の認識が示されている。

けだし、事件が財産が原因で発生したとき、尊長にあつて私欲を挟んで慘殺するという情があれば、それ故に擬して絞罪を以て抵てるのであり、期親の尊属であつてもまた律によつて擬して流罪とはなしえない。財産とは突きつめると祖宗が遺したものであり、尊長にあつてみだりに争奪するのはもとよりよろしくない。卑幼にあつては退讓して顧恤するという情がなければ、また名義にもとつてはいるのであり、故に「尊長がかかる卑幼を」故意に殺害したとしてもまた罪は絞罪に止まり、凡人と同様に科罪することはない。もし幼少無知の弟姪であり、該犯と争闘したという情が全くなく、にもかかわらず財産を占せんと因つて無辜を慘殺したならば、すなわち恩義は断絶しているのだから、まさに凡人の謀故殺本律によつて定擬し、そのうえ尊長の例を援引するべきではない。「蓋事因財産、在尊長有挟私殘殺之情、故擬以絞抵、雖期親尊属、亦不得依律擬流。而財產究属祖宗所遺、在尊長混行争奪、固属不合。在卑幼毫無退讓顧恤之情、亦属有乖名義、故雖殺出有心、亦罪止縲首不與凡人同科。至若幼少無知弟姪、並無與該犯争闘之情、輒因因佔財產無辜慘殺、即属恩義断絶、応依凡人謀故殺本律定擬、不得復援尊長之例。」

本来尊長の卑幼に対する暴力が凡人よりも軽微な罪であると判断されるのは、それが管教に出るものであるという認識がはたらくが故である。管教に出るためではなければ、恩義も絶え、もはや凡人同士の行為と大差はない。かかる

尊長を保護する必要は全くないのである。条例三の成立時にも同様の見解が示されている。そうはいつても、凡人であれば謀故殺は斬監候、財産目当てで謀殺すれば斬立決、幼孩の謀殺もまた斬立決となり、それに比して尊長の卑幼殺害は一段階低く刑罰を設定されており、なお「尊長であること」は量刑に影響を及ぼしていたようである。

以上の条例は嘉慶六（一八〇一）年に整理され、条例一・五が修併されて一条となり、条例三・四は大功以下尊長に限定され段大功以下尊長律へと移った。⁽⁴⁷⁾

（二）秋審における処理

では実際に秋審ではどのように処理されたのか。卑幼による尊長殺害の場合にはそれだけで一概に情実と判断すべきであるとされていた。逆の見方をすれば、尊長による卑幼殺害の場合にはそれだけで一概に緩決（あるいは可矜）と判断するべきであるとの議論もありそうに思われる。

しかしながら、実際には、むしろ常犯と同じように、罪情に応じて情実・緩決・可矜を分別するべきであるという認識があった。乾隆三一年成立の秋審條款は次のように記述する。

期親の弟姪を故殺した事案で、もし財産を奪い承継をめぐって争い、あるいは凶頼凶詐によるなど、情節が残忍であれば、まさに情実に入れるべきである。そのほかもし一時の怒りにかられて、あるいは匪徒の卑幼を殺害した場合には、緩決とすることができる。

〔故殺期親弟姪之案、如因奪産争継及因凶頼凶詐情節残忍者、応入情実。其餘如係一時触忿及致死為匪之人者、

可以緩決。」⁽⁸⁸⁾

また、清朝後半に流布していた秋審條款には次のようにある。

期親以下の卑幼および卑幼の妻を謀殺する各事案は、もし凶詐凶頼や承継・財産をめぐる争い、累を恐れ憎み嫌う、あるいは錢債田土による口角という細故が原因で憤りを逞しくして残殺する、あるいは道理に悖って欺凌するなどといった場合には、すべて情実に入れる。もし事が管教による一時の怒りかられたためにひきおこされ、あるいは死者が道理を曲げ兇悪な様子である、および匪徒で祖宗を玷辱した卑幼を殺害した場合には、すべて緩決とする。大功・小功・總麻の卑幼を毆死してまさに絞監候である場合には、情節が実に惨忍でなければ、にわかに論議して情実とする必要はない。

〔謀殺殺期親以下卑幼及卑幼之婦各案、如凶詐凶頼争継争産畏累憎嫌、並因錢債田土口角細故逞忿殘殺、或非理欺凌者、俱入情実。若情因管教一時触忿、並死者理曲情兇、及致斃為匪玷辱祖宗卑幼者、俱可緩決。其毆死功總卑幼應絞候者、非情節实在惨忍、不必遽行議実。〕

秋審條款の拘束力に関しては問題が指摘されるが、⁽⁸⁹⁾ 尊長による卑幼殺害だからといって自動的に可矜・緩決と判断されるわけではなかったことが窺える。とはいえ、情実・緩決・可矜の判断基準は、常犯に比した場合、軽めに設定されておらず（すなわち情実と判断する際には厳しい要件が必要となる）、⁽⁹⁰⁾ 卑幼による尊長殺害の場合のような、常犯であれば可矜・緩決であるが服制がからむ故に情実に判断するべきであるとの考え方とは対照をなす。また沈家本は、この規定に対する按語の中で、服制の親疎は秋審における判断の寛嚴に反映されるべきであると述べている。⁽⁹¹⁾ 秋審において服制を考慮からはずし、純粹に行為のみに着目して判断するという認識は存在しない。

それでも情実と判断される人犯の中には存在したことに着目するべきであろう。彼らは服制冊ではなく、他の情実人犯と共に常犯冊に入れられることになる。常犯冊に入った人犯が勾決を与えられる可能性は非常に高く、おそらく彼らとて例外ではない。例えば、阮莸生は先に挙げた乾隆三十一年の條款に対する按語の中で次のように記している。

つつしんで按ずるに、胞弟胞姪を故殺したという事案は総じて案情によつて判断しなければならない。原律はまさに擬して流罪にとどめているが、後に條例を定めて改めて絞監候とした。これにはおのおの深意がある。もし財産を狙い官職を取り上げようとしてそこで人を絶嗣にいたらしめたとすると、その心は残忍であり、近年はさらに改めて立決とする事案があり、「このような場合」秋審を待つまでもないのである。けだし、血を分けたみうちには天然のつながりによる恩義があり、故に国法は卑幼が匪徒である場合に尊長がそれをいたんでことさらに殺害するのを許している。しかるに人倫が乱れる「こともある」。故に秋審は卑幼が殺された場合に尊長に軽々しく免勾を与えることはないのである。よろしく個々の事案毎に細かく情節をしらべ、一概に論じてはならない。〔謹按故殺胞弟胞姪総以案情為斷。原律止応擬流、後來定例改絞、各有深意。若因謀財產襲職以致其人絶嗣者、設心残忍、近年尚有改為立決之案、不待秋審。蓋骨肉為天属之恩、故国法於卑幼為匪尊長尚准其相隱故殺。乃人倫之變、故秋審於卑幼被殺尊長不輕予免勾。宜逐案細核情節、不可一概而論。〕

あるいは彼らは勾決を免れるかもしれない。しかしながら、その先には結局免勾を十回繰り返さなければ緩決には入らないという高いハードルが存在する。免勾を二回繰り返して緩決となるのか、免勾を十回繰り返して緩決となるのか。単純にその処遇にのみ着目すれば、明らかに前者の方がより軽微であると捉えることができる。言葉を換えれば、そもそも律において斬立決を規定される卑幼による期親尊長殺害と、従来律の中では単に流刑を規定され、

後に条例によってようやく絞監候を規定された尊長による期親卑幼殺害とが、秋審を経ることによって罪情の重大性に対する評価が入れ替わることになる。

もちろん、問題はそれほど単純ではない。もともと立決である期親尊長の殺害を監候に改めるには厳しい条件をクリアしなければならぬし、それに対して期親卑幼の殺害を情実にするためには逆の意味で厳しい条件が付加される。出発点からして条件が異なっていることを念頭に置かねばならない。

五 結語

親属間の身分関係は秋審において事案を処理する際にも大きな影響を与えていた。卑幼による尊長の殺害はやはり重大な犯罪であり、逆に尊長による卑幼の殺害は軽微であると捉えられていた。ただし、その中であっても、尊長か卑幼かという身分関係のみならず、救父情切や聽従父命などの軽減事由、あるいは凶財害命や謀故殺といった加重事由を積極的に秋審判断に取り入れ、律に規定される厳格な区別を緩和していったことは注目するべき点であろう。

清朝はかかる方針のもとで、まず律の中で斬立決という重罰を規定される期功尊長殺害の事案を、情実と判断せざるを得ないが免勾二次で緩決に改めるという仕組みを作り出す。そもそも死刑執行を躊躇させる軽減事由がある事案である以上は、勾決を免れる可能性は高く、それを見越しての措置であったと考えられる。この方式は他の尊長殺害事案にも適用されていく。これに対して尊長による卑幼殺害事案は条例を通じて厳罰化が進められ、また秋審においても一概に緩決・可矜とすべきではないとされた。情実と判断されれば、期功尊長殺害事案とは違いゆるしがたい

があわれむべき点もあるとはみなされず、他の常犯同様ににくむべき犯罪とされ、勾決となる可能性が高かったと考えられる。勾決を免れたとしても、期功尊長殺害事案とは異なり、短期間で緩決に改められるという可能性もなかった。

むしろ個別の加重・軽減事由に着目して、律の規定とは異なる刑罰を科すことは古來行われてきた。重要なのは、それが個別の事案処理の中で特例として行われたのではなく、秋審の中でシステマティックに実施されていた点である。尊長殺害とはいえゆるされることもある。卑幼殺害とはいえゆるされないこともある。このことが秋審を通じて手続として組み立てられ大がかりに実施されたとき、親属関係に対する認識は変化していくのではないだろうか。

ただし、加重・軽減事由は当然のことながら定案時においても考慮されているはずである。なぜ、直接減刑執行・死刑執行をせずに、監候として秋審を待たせるようになったのか。そこには一体いかなる経緯があったのか。なお個々の事由について詳細な分析及び考察が必要となる。その上で、服制事案については再度検討しなければならない。

1 以下、伝統中国における親属関係に関しては、滋賀秀三「名例」（律令研究会編『譯註日本律令五——唐律疏議譯註篇一』、東京堂出版、一九七九）、序録、及び滋賀秀三『中国国家法の原理』（創文社、一九六七）、第一章第一節。

2 明律（黄彰健『明代律例彙編』〔中央研究院歴史語言研究所、一九七九〕によれば、洪武三〇年以降の明律）・清律には「喪服図」と称される八種の図が収められており、服制関係を端的に示している。

3 桑原隲藏『支那法制史論叢』（弘文堂書房、一九三五）、瞿同祖『中国法律與中国社会』（同『瞿同祖法學論著集』中国政法大學出版社、一九九八）。

- 4 『大清律集解附例』卷二〇、刑律鬪毆。「()」は小註である(以下同)。
- 5 『大清律集解附例』卷一九、刑律人命、鬪毆及故殺人、「凡鬪毆殺人者、不問手足・他物・金刃、並絞(監候)」。註3前掲論文。
- 6 唐律に関しては『唐律疏議』卷二二、明律に関しては『大明律集解附例』卷二〇。
- 7 『唐律疏議』卷三〇、「疏議曰、依獄官令、從立春至秋分不得奏決死刑、違者徒一年。若犯惡逆以上及奴婢部曲殺主者、不拘此令。其大祭祀及致齋・朔望・上下弦・二十四氣・雨未晴・夜未明・斷屠月日及假日、並不得奏決死刑」。
- 8 これらは「十惡」の一から四に掲げられ、とりわけ惡逆は赦にあつてもゆるされないとされた。
- 9 万曆『大明會典』卷一七三・一七四。
- 10 万曆『大明會典』卷一七七、「天順二年、令每歲霜降後、該決重囚、三法司會多官審錄、著為令」。また、「弘治二年、令法司每年立秋時、將在外監候一宧死罪囚犯、通行具奏、軫行各該巡按御史、會同都布按三司、并分巡分守、南北直隸行移差去審刑主事、會同巡按御史、督同都司府衛、從公研審、除情真罪當者照例處決、果有冤抑者即與辯理、情可矜疑者徑自具奏定奪、其未軫詳者責令軫詳、未問結者督同問結、俱要遍歷衙門、逐一研審、著為令」。
- 11 京師の刑部監獄に収監された監候死罪囚を対象とする再審理手続を「朝審」と、また各地方の監獄に収監された監候死罪囚を対象とする再審理手続を「秋審」と称するが、以下本稿においては両者を併せ「秋審」とのみ表記する。日本における秋審研究の概略は拙稿「日本における秋審研究の紹介と今後の課題」(『中国史研究』四七輯、二〇〇七「韓国」)。また、清朝初期の秋審手続の整備については、拙稿「可矜と可疑——清朝初期の朝審手続及び事案の分類をめぐって——」(『法制史研究』五四号、二〇〇五)、及び「緩決」の成立——清朝初期における監候死罪案件処理の変容——(『東洋文化研究所紀要』一四七冊、二〇〇五)。
- 12 清朝の司法制度に関しては、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、一九八四)。

14 鄭秦・趙雄編『清代「服制」命案——刑科題本檔案選編』（中国政法大学出版社、一九九九）は、中国第一歴史檔案館所蔵の刑科題本の中でも、服制に関係する人命案件を扱う題本に附された貼黃（題本の概要を示したもので、題本の末尾に附される）を集めたものであり、事案の概要・当該事案に対する裁判過程における議論がわかるが、秋審後の処遇までは判明しない。

15 救父情切が輕減事由となった事案としては『本朝統增則例類編』刑部五、毆大功以下尊長、救母毆死大功兒免死減等（梁金の事案、僉妻流三千里責四十板に減刑）、聽從父命の例は『定例成案合鑄』卷二〇鬪毆、奉母命刺死胞兒援案（潘必基の事案、「枷責」に減刑。この事案は『駁案新編』卷二三、聽從父命毆死逆兒減等枷責、戴節の事案に援引されており、戴節は枷號二ヶ月責四十板に減刑されている）、誤殺の例は『定例成案合鑄』卷一九人命、誤傷叔母致死成案（黃公從の事案、斬監候に改擬）、絶嗣の回避の例は『本朝統增則例類編』刑部五、毆期親尊長、毆死胞兒父母俱亡皆無子嗣免死枷責（李鳳生の事案、枷號二ヶ月責四十板に減刑。なお、この事案では絶嗣の回避と共に情急還毆であつてもともと兄を殺そうという意図はなかったことが免死減等の理由として挙げられている）。なお、服制の關係する誤殺に関しては中村正人「清律誤殺再考——刑罰輕減事由としての観点から——」（『金沢法学』四九卷一、二〇〇六）。また絶嗣の回避は父母の老疾を理由とする刑罰の減免制度である「留養」とも深く關係する。もともと留養は定案時に適用されていたが、清代に入り殺人などの特定の犯罪については秋審制度の中で適用されるようになった。留養の変遷、清代における留養については中村正人「清律『犯罪存留養親』条考」（一）・（二）・（三）（『金沢法学』四二卷二、二〇〇〇、及び同四三卷三、二〇〇一）、同「清律『犯罪存留養親』条補考」（一）・（二）・（三）（『金沢法学』四五卷二、二〇〇三、及び同四六卷二、二〇〇四）。これら輕減事由を量刑に反映するに際していかなる手続がとられていたのか、なぜ免死後の処理に差が生ずるのか、さらにはいかなる時代的變遷があるのか、種々の問題が存在するが、各輕減事由につきそれぞれに細かな議論をしなければならず、それをまとめる能力は今の筆者にはない。今後の検討課題として指摘するにとどめる。

16 『高宗純皇帝實錄』卷一九八、乾隆八年八月辛酉（二一日）条。

- 17 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。
- 18 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆大功以下尊長。
- 19 『大清律例通考』卷二八、刑律鬪毆下、毆期親尊長において、乾隆一二年の条例につき「乾隆」十六年、律例館以有関服制一両請之例、業已不行、均刪」と述べられている。
- 20 『大清律例按語』卷八四、刑律鬪毆下、毆大功以下尊長、「此条係乾隆十三年定例、專指毆死本宗期功尊長律應斬決者而言。若本宗總麻尊長及外姻小功總麻尊長律應斬候者、除救父情切及辜限外身死之案随本減軍、本夫殺死蔑倫尊長之案随本減流、例有專条外、餘俱照殺死總麻尊長本律擬罪、不在夾簽声請之例。但例内未經分晰、恐致歧誤、應於首句有服尊長四字改為本宗期功尊長、並於總麻親屬分晰辦理之处、詳細添註、以昭明晰」。
- 21 『大清律例按語』卷九六、刑律鬪毆下、毆大功以下尊長、「因各省辦理卑幼毆死本宗期功尊長罪干斬決之案、有將不応夾簽之案遽行声請、亦有將不応行夾簽之案不行声叙者、且往往有抵格情形転重而為之声請、抵戮情形転輕而不為声請者。総縁例内止言情輕及核其情節実可矜憫、並未載明是否有心干犯以致辦理分岐議請。嗣後毆死期功尊長之案、応否夾簽、総以是否有心干犯為斷。如卑幼実係被毆情急抵路無心適傷者、該督撫於案内叙明係抵格無心致傷並非有心干犯字樣。臣部核擬夾簽声請。若與尊長互相爭鬥係有心毆打以致斃命、亦於案内將有心干犯之处詳細叙明、即按律擬以斬決、不得僅以抵格抵戮含混声叙」。
- 22 『説例存疑』卷三六、刑律鬪毆下一、毆大功以下尊長。
- 23 『刑案匯覽』や『刑案匯覽統編』などの成案集には当該条例を援引して夾簽声明するべきや否やを議論している事例が散見せられる。
- 24 拙稿「清朝秋審における緩決人犯の減等について」（『法史学研究会会報』一二号、二〇〇八）。
- 25 『乾隆朝上諭檔』（檔案出版社、一九九二）第二冊、一四五七、乾隆一四年一〇月三日。
- 26 例えは乾隆三年の秋審にかけられた直隸の賀賢齡の事案は、酒に酔った期親の胞兄に殴りかかれ、それを防ごうとしたと

ころ、たまたま手に持っていたキセルで傷を負わせてしまい、胞兄はその傷がもとで死んでしまったという内容で、賀賢齡は九卿議奏を経て斬立決から斬監候に改められ、秋審では緩決と判断されている（中国第一歴史檔案館、内閣刑科題本乾隆三年、秋審朝審類一、乾隆三年一〇月六日、刑部尚書徐本等）。同年の河南の事例では、救父のために小功叔を誤傷して殺害した党金玉、同じく救父のために小功兄を殺害した孫二棋が、同様に立決から監候へと改められ、秋審で緩決と判断されている（同秋審朝審類三六、乾隆三年一〇月三日、刑部尚書徐本等）。

27 以下『乾隆朝上諭檔』第二冊、二二二八、乾隆一六年一〇月四日。

28 註24前掲拙稿。

29 招冊に関しては、高遠拓児「清代の刑部と秋審文書」（川越泰博編『明清史論集——中央大学川越研究室二十周年記念』、図書刊行会、二〇〇四）。

30 高遠註29前掲論文において、高遠氏は乾隆五〇年の招冊の編成を例に挙げている。雍正三年に情実・緩決・可矜に分けて作成することが命じられているが（『世宗憲皇帝実録』卷三五、雍正三年八月丁亥「二二日」条、「諭刑部、嗣後直隸各省秋審、情実緩決可矜人犯、各該督撫、仍照常具題外、該部進呈黃冊時、著將情実緩決可矜三項分別、彙編各項、仍照省分遠近為序、從雲南省起、刊刻刷印進呈」、いつの時点で緩決事案と可矜事案とが一冊にまとめられるようになったのかについては判明しない）。

31 高遠拓児「秋審勾決考——清代における死刑執行の手續——」（『社会文化史学』四〇号、一九九九）。

32 以下、『乾隆朝上諭檔』第二冊、二五五八、乾隆一七年九月一八日。

33 『乾隆朝上諭檔』第二冊、二九一二、乾隆一八年九月二五日。

34 高遠註31前掲論文。

35 『嘉慶道光兩朝上諭檔』（広西師範大学出版社、二〇〇〇）第五冊、一〇四五、嘉慶五年八月二四日。

- 36 高遠註31前掲論文。
- 37 沈家本『秋審比校條款附案』卷一、服制。
- 38 中村茂夫「秋審余滴」(『愛大史学』八号、一九九九)。
- 39 各省では督撫主導のもと審理が行われ、そのために各州県監獄に収監される監候人犯を省城まで護送することになっていた。これを「提犯」・「解犯」等称するが、提犯の回数は徐々に制限された。まず雍正八年に情実・緩決人犯は三次までと定まり、次いで乾隆二五年に緩決人犯は二次までとなり、乾隆三三年から四一年までの提犯自体が実施されない時期を経て、乾隆四三年に緩決人犯は一次までとなった。これ以降、緩決人犯の直接審理は一回のみとなる。秋審人犯の提犯については、高遠拓児「清代地方秋審の手續と人犯管理——乾隆年代における提犯・巡歴・留禁の問題をめぐって——」(『史学雑誌』一一〇編六号、二〇〇一)。
- 40 乾隆二六年に九卿会審における緩決人犯の審理は緩決三次までとなり、さらに乾隆三四年には緩決一次までとなった。緩決四次以降あるいは二次以降の人犯は九卿会審において名が読み上げられ、皇帝への題本には事件数・名数が記載されるにとどまった。註24前掲拙稿。
- 41 註24前掲拙稿。
- 42 沈家本『叙雪堂故事刪贖』(『中国珍稀法律典籍集成』丙編第三冊、科学出版社、一九九四)、緩決三次人犯減等條款。
- 43 以下に整理する刑部の上奏については沈家本『叙雪堂故事』(前掲註42書所収)、致斃總麻尊長情実二次改緩。
- 44 『秋審比校條款附案』卷一、服制。
- 45 『阮葵生「秋讞志略」』計開比対緩決可矜條款。救父情切に關しては「救親案件、如係父已年老不能拒敵、或被毆傷重勢在危急、或母被欺辱女流力弱不能脱身負傷喊救、其子情急救護毆傷者、応入可矜。至於事非危急、或死者已被父毆傷、情似共毆者、不得概從矜減」、また戲殺に關しては「戲殺誤殺案件、如係一時失手、死由跌撞、並無爭鬪情形者、俱應列入可矜。其餘事雖戲誤、

而傷重立斃、及誤殺婦女幼孩者、俱應緩決」とある。

46 沈家本は『秋審比校條款附案』において、「致斃本宗總尊之案、乾隆年間辦理最嚴」と述べている。趙亞九・杜廷順・黃煊權はその例として掲げられている。

47 例年各省秋審事案に対する九卿会審は八月二〇日前後に始まり、八月末から九月初頃に終了していた（『叙雪堂故事刪贖』、九卿上班日期）。乾隆二十九年秋審に関していえば、残念ながら『叙雪堂故事刪贖』にはその会審実施期日についての記述はないが、おそらく九月四日の段階では四川・広東の事案は審議を終え、皇帝に対する結果報告書作成が進められていたと考えられる。この時期に刑部が上奏文を出したのは九卿会審においても三犯の処遇について議論となり、皇帝の判断が必要となったからであらう。

48 『乾隆朝上諭檔』第四冊、一三九六、乾隆二十九年九月五日。

49 註48前掲史料、「舒赫德喋喋議緩、惟恐不及。是已筭三宥自居、朕將無所庸其矜恤。豈不軫以議殺歸過於上乎。昨定擬賴宏典一案、舒赫德辦理顛倒、方降旨申飭議處。此奏隨接踵而至尤堪駭。惟前奏蕙田以病假歸。朕意、舒赫德素性好名、必將有挾其故智、另立局面、以博庸愚無識之人謬為稱譽者。今果然、故智復萌矣。且舒赫德為滿州尚書、今乘漢尚書之南歸、而亟亟改其章程、以博寬厚之名、庸愚者因為稱許、而有識者且將笑罵矣。夫執法之司、必以明允協中為尚、寬嚴本無成見。若但存狼鄙之末見欲以寬自處、則嚴將誰歸其居心行事尚可復問乎。舒赫德屢以乖謬干譴均邀矜宥、不但不知懲艾、又從而加甚焉。小有才而未聞大道。將來設自罹重辟、他人之與秋讞者、恐未必敢於情笑中為伊請改緩決也。舒赫德著傳旨嚴行申飭、摺擲還」。

50 『乾隆朝上諭檔』第四冊、一四〇一、乾隆二十九年九月六日、「此等服制攸關人犯、每當秋讞、刑部九卿詳慎核擬、歷年具有成案。今舒赫德竟行具摺奏請。伊既稱有例可援。著傳諭舒赫德、令其將十年以來此種案犯、有經督撫列入情實而刑部九卿駁改緩決者、前後凡有若干案、即速查明核實覆奏。此係昨日面降諭旨、軍機大臣等忘寫、朕晚閱覆旨、亦未檢點。今憶起。令書呈者」。

51 註43前掲史料。

52 『乾隆朝上諭檔』第四冊、一四一四、乾隆二九年九月一四日。皇帝は同上諭の中で「如三案内已有緩至七八次之犯即照例仍入情實總屬不予勾者、其於緩決亦無大區別、或遇矜恤之典、未嘗不可再行議緩議矜。若當秋審時竟奏明先改緩決、幾若定有規條、則冊內所存皆實係謀故難貸之人並無一二情節稍輕可以待朕別摺者。豈能輒於各犯中曲法予以不勾。是伊等所進情實犯中、竟不令朕寬免一人矣」と述べており、否定的な態度がなお崩れていなかった様子が窺える。

53 『乾隆朝上諭檔』第四冊、一四三三、乾隆二九年九月二六日。

54 『秋隸志略』、計開比對情實緩決各款。

55 清朝後半に流布した秋審條款にはいくつかの版本があるが、本稿においては『大清律例增修統纂集成』に所収の秋審條款を参照する。秋審條款の成立・流布過程および版本に関する研究として、高遠拓児「清代秋審制度と秋審條款——とくに乾隆・嘉慶年間を中心として——」（『東洋学報』八一巻二号、一九九九）。

56 秋審條款、職官服制には「毆死本宗總麻尊屬之案（増、不入服制冊。惟、道光十七年、安徽汪書容聽從父命、活埋罪犯心死總尊、由立決改監候、外緩改實。查案酌入服制冊。）刃傷者向多人矣。如救親情切、或致斃蔑倫尊長、並情急搗抵傷輕、及戮止一傷死非徒手者、雖屬刃傷亦可酌量入緩。其理直手足他物傷輕者心入緩決。再、親屬重姦不重盜、若毆死行竊尊長、並因錢債細故而行毆情兇傷重者、俱不應率行議緩。（按、此係向辦旧章。近年金刃三傷以上者、亦不可輕擬緩決。）」とある。

57 『秋審比校條款附案』巻一、服制。

58 常犯に関しては『乾隆朝上諭檔』第七冊、一九八九、乾隆三九年一〇月一七日、「旨、嗣後秋審朝審情實人犯、有經十次未勾者、著刑部查明、於下次改入緩決、但不得擅改可矜。著為令」。また官犯に関しては、同二〇二三、乾隆三九年一月四日、「旨、朝審情實官犯、旧案餘存者太多。著交該部查明、有經五次未勾者、則改入緩決。但不得擅改可矜。著為令」。官犯は乾隆四二年に情實免勾十次にしてはじめて緩決に改めることができるものとされた。『乾隆朝上諭檔』第八冊、二〇五七、乾隆四二年一〇月四日「嗣後、秋審朝審情實官犯、有經十次未勾者、著刑部查明、改入緩決。但官犯非常犯可比、既改緩決後、如遇應查辦緩

決三次時、不得與常犯一例減等。其中或有応行寛宥者、候朕隨時特降諭旨。

59 秋審條款、職官服制。

60 子・孫による祖父母父母の過失殺は律の規定では流三千里であるが、乾隆二八年に絞立決へと改められた。『大清律例按語』

卷五七、刑律人命、戲殺誤殺過失殺傷人、「子孫過失殺祖父母父母者擬絞立決」。道光二三年には毆祖父母父母律へと移り、その際子・孫の妻による夫の祖父母父母の過失殺も含まれることとなった（『説例存疑』卷三七、刑律鬪毆下二、毆祖父母父母）。奴婢による家長の過失殺は乾隆三二年に絞立決と規定された。『説例存疑』卷三六、刑律鬪毆下一、奴婢毆家長、「奴婢過失殺家長者擬絞立決」。但しこれらは夾簽声明によつて監候に改められる可能性を有している。『説例存疑』卷三四、刑律人命三、

戲殺誤殺過失殺傷人、「子孫過失殺祖父母父母、及子孫之婦過失殺夫之祖父母父母、定案時仍照本例擬絞立決、法司核其情節、實係耳目所不及、思慮所不到、與律註相符者、准將可原情節照服制情輕之例、夾簽声明、恭候欽定、改為擬絞監候。至妻妾過失殺夫、奴婢過失殺家長、亦照此例辦理」。

61 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第一六冊、五四、嘉慶一六年一月二二日。事案の内容は以下の通り。張羅氏は自殺して王家澤を陥れようとし、嫁の陳氏に砒素を取つてこさせようとした。陳氏が当初肯んじなかつたため、王家澤の家に行つて恐嚇するだけで本当に飲みはしないとだまし、ようやく砒素を持つてこさせ、陳氏がその場から離れた隙に飲んでしまった。陳氏はそれを知るや、その場で大声で泣き叫び助けを求めた。このことに関しては張羅氏の夫の妾である賀氏の証言がある。賀氏はまた嫁陳氏を責めるにおよばないとしている。上諭は、陳氏を凌遲死から斬監候に改め、本年の秋審において服制冊に入れて処理するよう命じている。

62 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆大功以下尊長、乾隆一六年の条例、「凡聽從下手毆本宗小功大功兄及尊屬至死者、除実係迫於尊長威嚇勉從下手邂逅至死者、仍照律減等科斷外、若尊長僅令毆打而輒行疊毆多傷至死者、將下手之犯擬斬監候」。

63 『大清律例按語』卷五七、刑律人命、威逼人致死、乾隆四八年の条例、「凡子孫不孝致祖父母父母自盡之案、如審有触忤干犯

情節以致忿激輕生窘迫自盡者、即擬斬立決。其本無觸忤情節、但其行為違犯教令以致抱忿輕生自盡者、擬以絞候。妻妾於夫之祖父母父母有犯罪同」。また、同卷八三、刑律人命、威逼人致死、嘉慶六年の条例、「妻妾悍澆逼迫其夫致死者擬絞立決。若疊起口角事涉微細並無逼迫情狀、其夫輕生自盡者、照子孫違犯教令致父母輕生自盡例、擬絞監候」。

64 『誥例存疑』卷三四、刑律人命三、威逼人致死、律文、「若（卑幼）因事逼迫期親尊長致死者、絞（監候）。大功以下、遞減一等」。

65 『秋審比校條款附案』卷一、服制、「逼迫期親尊長致死、……俱在常犯冊內。妻畔起口角並無逼迫情狀致夫輕生自盡、亦散在常犯冊內」。

66 以上は『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。乾隆六〇年に条例として纂修された。言及のある上論は『乾隆朝上諭檔』第一七冊、二七五、乾隆五七年一月二一日である。嘉慶六年には「卑幼刃傷期親尊長尊屬外祖父母之案」へと変更が加えられている（『大清律例按語』卷八四、刑律鬪毆下、毆期親尊長）。

67 『誥例存疑』卷三五、刑律鬪毆上、保辜限期。

68 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆大功以下尊長。

69 『大清律例按語』卷八四、刑律鬪毆下、毆大功以下尊長。上論は『嘉慶道光兩朝上諭檔』第七冊、七九四、嘉慶七年九月二二日である。

70 註63参照。

71 『秋審比校條款附案』によれば、嘉慶一八年にはこの類型の事案で緩決となったものがあるという。沈家本はむしろ「違犯義父母教令致令自盡、不入服制冊、応婦常犯人緩」とするべきであると述べている。なお、義子については註1前掲滋賀書。

72 『大清律集解附例』卷一九、刑律人命、謀殺祖父母父母、「其尊長謀殺（本宗及外姻）卑幼、已行者、各依故殺罪減二等。已傷者、減一等。已殺者、依故殺法（依故殺法者、謂各依鬪毆尊長故殺卑幼律論罪）」。

- 73 『大清律例按語』卷二〇、刑律鬪毆下、毆期親尊長。
- 74 『皇明条法事類纂』卷三六。なお、成立の詳しい背景は不明。
- 75 『大清律例集解附例』卷二〇、刑律鬪毆、毆期親尊長。
- 76 『大清律例通考』卷二八、刑律鬪毆下、毆期親尊長。雍正三年に条例として編纂。
- 77 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。乾隆五年に条例として編纂。
- 78 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。
- 79 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。なお乾隆五二年には、「乃自定例以來、各省因有照平人一例辦理之文、遂將謀故殺卑幼凶詐凶賴他人財物罪宄充軍絞候之案、概照平人一例問擬斬罪、雖經臣部隨案駁改、而外省問刑衙門於此法定例本義尚未明晰」との理由から、「凡有服尊長殺死卑幼、如係凶謀卑幼財產殺害卑幼之命、並強盜卑幼資財放火殺人、及凶姦謀殺等案、悉照平人一例辦理、不得復依服制寬減。其餘尋常親屬相盜及因凶詐凶賴他人財物謀故殺死卑幼之案、仍依服制科斷」との文言へと変更されている。
- 80 註87所掲の改訂後の条例を参照。
- 81 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。
- 82 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。
- 83 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。
- 84 『大清律例按語』卷五九、刑律鬪毆、毆期親尊長。
- 85 謀殺については、『大清律集解附例』卷一九、刑律人命、謀殺人、「凡謀（或謀諸心、或謀諸人）殺人、造意者、斬（監候）、從而加功者、絞（監候）、不加功者、杖一百流三千里。……若因而得財者、（無問殺人與否）同強盜不分首從論、皆斬」。また故殺については、同、鬪毆及故殺人、「故殺者、斬（監候）」。

歳以上者仍照例辦理外、如有將未至十歳之幼孩逞忿謀殺者、首犯擬斬立決、從而加功之犯擬絞立決、其從而不加功者仍照本律杖一百流三千里」との条例が定まっている（『大清律例按語』卷五六、刑律人命、謀殺人）。

86 『大清律例按語』卷八四、刑律鬪毆下、毆期親尊長。改訂後の規定は「期親尊長因爭奪弟姪財產官職及平素仇隙不睦有意執持兇器故殺弟姪者、如被殺弟姪年在十一歳以上、將故殺之尊長擬絞監候、仍斷給財產一半與被殺之家養贍。若弟姪年在十歳以下幼少無知、尊長因鬪占財產官職挾嫌殺毒斃者、悉依凡人謀故殺律擬斬監候。如無爭奪挾仇情節、無論年載、仍照本律例定擬」。

87 『說例存疑』卷三六、刑律鬪毆下一。改訂後の規定は、「功服以下尊長殺死卑幼、如係鬪謀卑幼財產殺害卑幼之命、並強盜卑幼資財放火殺人及凶姦謀殺等案、悉照凡人謀故殺律問擬斬候、不得復依服制寬減。其餘尋常親屬相盜及因鬪詐鬪頼他人財物謀故殺死卑幼之案、仍依服制科斷、及び「功服以下尊長殺死卑幼、因其父兄伯叔素無資助、及相待刻薄、挾有夙嫌、將其十歳以下幼小子女弟姪遷怒、故行殺害、凶洩私忿者、悉照凡人謀故殺本律擬斬監候、不得復依服制科斷。其挾嫌謀殺卑幼年在十一歳以上、並其餘謀故卑幼之案、仍照律擬絞監候」。

88 『秋讞志略』、計開比対情実緩決各款。

89 秋審條款、職官服制。

90 伊藤洋二「清代における秋審の実態」(中央大学『アジア史研究』一一号、一九八七)、高遠註55前掲論文。

91 例えば、秋審條款によれば、「凡人謀故之案、俱應情実。如死者之父係姦淫伊妻伊女伊母、或婦女被死之父強逼嫁完気忿謀殺未遂因而殺死其子仍科本律者、可以緩決」(秋審條款、人命)とあり、常犯の謀故殺は、一部例外があるにしても、謀故殺なるが故に情実と判断される傾向にあった。

92 『秋審比較條款附案』卷一、服制、「又按、此条期功總不復分別、惟服制既有遠近之分、秋審亦必有寬嚴之別。況期服卑幼係由生入死、似未可與功總並論。向年成案期親與功總分列兩門、非無意也。既以功總而論、總麻去凡人一間、功服則較親矣。致死尊長之案、功總相去懸絶、則致死卑幼之案、功總不無區別也」。

93 高遠註31前掲論文。

94 『秋讖志略』、計開比対情実緩決各款。

【付記】本稿は平成一八年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。